

第七十一回国会
衆議院
法務委員会
議 録
第二十八号

昭和四十八年六月一日(金曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 古屋 亨君

理事 横山 利秋君

住 井出 太郎君

住 榮作君

中村 弘海君

浜田 幸一君

松澤 雄藏君

佐藤 観樹君

沖本 泰幸君

出席政府委員

法務大臣 田中伊三次君

公正取引委員長 高橋 俊英君

公正取引委員長 三代川敏三郎君

事務局長 熊田淳一郎君

公正取引委員長 香川 保一君

事務局長 川島 一郎君

法務大臣官房長 森口 八郎君

法務省民事局長 渡邊 健二君

中小企業庁次長 森口 八郎君

労働省労働基準局長 渡邊 健二君

委員外の出席者

法務省民事局参事官 田邊 明君

大蔵省主税局総務課長 山内 宏君

大蔵省証券局企業財務課長 白鳥 正人君

労働省労働局労働課長 森山 真弓君

法務委員会調査 松本 卓英君

委員の異動

五月三十一日

辞任

住 榮作君

補欠選任

篠田 弘作君

同日

辞任

篠田 弘作君

補欠選任

住 榮作君

同日

辞任

河本 敏夫君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

田中 武夫君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

田中 武夫君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

田中 武夫君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

田中 武夫君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

田中 武夫君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

佐藤 観樹君

補欠選任

赤松 勇君

同日

辞任

中村 弘海君

補欠選任

保岡 興治君

同日

辞任

中山 利生君

補欠選任

河本 敏夫君

同日

辞任

水田三喜男君

補欠選任

中山 利生君

同日

辞任

中村

機、松下電器などでは、総会に企業の果たした社会的貢献度を報告することをきめておる。商法にそういう規定がなくともこういうことですが、結局は経営者のモラルの問題である。

しかしながら、あとで触れまされけれども、最近の総会の状態がどうであったか、考えた場合に、やはり総会のあり方等々について、少なくとも総会においてはこれだけのことは報告せよ——なるほどあります。が、その中で、たとえばいま言いましたように、これはある程度規模以上の株式会社がよいと思うのですが、社会的にその企業がどの程度の貢献をしたかということを経主総会で報告するような規定は必要だと思ふのですが、大臣どうですか。

○田中(伊)国務大臣 ひとつともな御意見と思ふます。企業の社会性というものを、企業家自身もそれから国民自身も、したがって株主も、これを徹底して考えるようになってくれば、企業は、企業の社会性に力を入れない企業は繁栄しない、こういう結論に導かれるものと思ふます。そういうことでありますので、企業の社会性というものをめぐりまして、いずれも企業の経営者は社会性を強く強調し、世の中に奉仕をするんだという観念を徹底していくような方向に漸次これが進められていくことはまことに理想である、こう考えるわけでありま。

○田中(武)委員 このことだけでも、議論を展開さすならば幾らでもあります。だが、この辺のところはひとつ田中大臣の反省というか検討ということで、次へ参りますけれども、前回私が質問してからいろいろな事情で委員会が開かれなかった。その間に、社会的に現在大きな問題を起こしておる幾つかの企業、たとえば公害のチッソ、あるいは買占め投機その他で問題になった商社、中には刑事的責任を追及せられておる企業、あるいはやみの交際費ないし賞与を渡して脱税問題でこれまた追及を受けておる製鉄会社、一々名前をあげませんが、御承知のとおりです。それらの企業の総会のあり方がどうであったか。

か。ここ二、三日の新聞記事で、そのような会社の総会の様相といふは、状態を報じた新聞の切り抜きをちよつと目についただけ持てまいりました。この見出しだけを二、三読み上げてみます。「総会を買い占め 商社株主総会 自作の異議ナシ劇」これは読売のきのうの記事です。やはりきのうの朝日には、「批判の中、四大商社も株主総会「責任を痛感」了解」モノを言う総会屋対策「三菱商事では「持上げ発言」三井物産では「異例の45分」丸紅においては「拍手の連続」ということであります。まだまだたくさんあります。「夢物語 総会屋追放」投書欄にも「墓穴掘る経営姿勢 総会屋を締め出せ」というような投書もあります。たくさんあります。中には「密室の儀式 株主総会」ということで、連続もので書いておる新聞もあります。

このような状態の中にあつて、はたしていまだあなたが考へておられるような企業のあり方が期待できるかどうか。しかも短距離競技ではあります。んよ。うちの株主総会は何分まで終わったといつて、株主総会を時間を短く切り上げることに成功するほど、ということとは、結局総会屋等に手を回して、総会屋は金をもらつて議事進行と異議なしと言ふだけです。そして早く、チッソのごときは七分だといふ。これで株主の意思を反映した総会だと言へますか。

いま大企業と総会屋の癒着の問題がいろいろと問題になり、刑事事件になつておる。きょうは時間の関係等で警察を呼んでいないけれども、そういう問題に入つていっても、商法改正に関係はないと言はせませんよ。これでも一時間二時間かせようと思つたらかせげるのですから。かせけるといふことは適当でないから、必要なんです、そういうことにしておきましょう。

そういうことで一体現在の、いま提案しておられるような改正案、それよりかどういふことのほうが大事じゃないですか。どうなんです。少なくとも総会のあり方、総会にはこれこれのことは報告しなさい。またあとにも出してまいります。こ

れくらのことをきめて改正しなさいよ。そうでなくて、ちよつとこの二、三日の間の総会の新聞の記事でも、私がお目にかつたのを二、三切り抜いただけでこれだけあるのですよ。しかもそれは総会屋を使って少数株主の発言を封じ、異議なし、議事進行、そういうことで終わらすための策番劇に終わった。そこに企業の社会的責任についての反省、ことに経営者のそういうことについてのモラルが、一片の自覚なり反省も出ていないじゃないですか。その点、いま言つたような、会社は営利を追求する器である、そういうことを言つてうそをいふおつて、大もの大臣、商法改正を出しておられながらそれで済むと思ひますか。どうなんです。

○川島政府委員 御指摘のように、株主総会の現状というのは非常に満足すべきものでないと言へると思ひます。正常な株主総会といふものは、十分に会社の経営についてそこで審議を尽くして、その上で最終的な決定、判断をすべきものである。ところが、わずか五分、十分という短い時間で総会を終了させてしまふ。ことにそのやり方として総会屋を使うという現状はまことに嘆かわしいことでございまして、こういう現状に対する批判といふものが起こつてくるのは当然であらうと思ひます。

最近警察あたりでもこういう状態の改善につましましてはいろいろ努力しておられるようございまして、また企業におきましても、冒頭先生がお述べになりましたような、社会に対する責任を自覚していかなければならないという立場から努力はしているようございまして、何と申しましたも非常に長い間にわたる慣習がございまして、これを一挙に改善するといふことがなかなかできないといふのが現状であらうかと思ひます。

それにいたしまして、最近ジャナリズムでもいろいろ取り上げておりますし、いろいろな問題が起こつておりますので、以前に比べますと幾らか期間も長くなり、多少社長が会社の立場を説明するといった場面もあつたように見受けられ

るわけでございますが、もちろん現状まだまだ改善すべき点が多岐にわたつてございまして、こゝういふ点は今後企業としても十分自覚して改善を進めていくということにならうと思ひます。

商法の面から申しますと、いろいろ問題があるわけございましてけれども、この点は引き続き法制審議会等において検討することにしたしております。しかし根本は何といつても企業の態度、心がまよつたものにかかつておると思ひますので、こゝういふ点は最近の風潮等から考えまして逐次改善されていく、このように考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 大臣、意見ないですか。

○田中(伊)国務大臣 先生仰せのように、企業の社会性をどうして実現するかという問題でございまして。これを、私の所見を申し上げますと、何といつても私企業でございまして。私企業の運営について社会性を持たすように反省をこれつとめる経営を行なわしめるということは、自主的にやらすといふこと以外にない。こゝういふ考え方に立ちますと、自主的に企業の社会性を尊重するような企業、会社の運営というものを行なわしめるための一つの具体的方法としまして、監査制度の大改革、その内容は取締役会に出席する権利を持たす、意見を述べます、そして企業の社会性等にかんがみて当を得ないと思ふ行為につきましては差し止めを要求する。差し止めがかければ裁判所に手続を踏んで仮処分を講ずるのだというふうな監査役の一、口に申しますと権限の思い切つた強化、そういう権限の強化をなさしめまして、監査役に取締役会に出席させてこれらの努力をなさしめ、権限の行使をなさしめて、自主的に企業のあり方を社会性を持たした理想の姿に持ち込んでいく、金ささけられれば何やってもいいんだぞという考え方はいやくも私試せしめなければならぬ、こゝういふことで、このたびの改正案の重要な要点の一つでございまして、監査役の権限強化といふことをうたい込んでおるわけでございます。お許しを得てこの改正が実現をいたしますな

らば、必ずやいま私の言っておりますことに効果のある運営ができるものだ、こういうふうに考えておるのであります。

もっと進んだことを申しますと、みな出席して意見を述べるといふことだけではないに、西ドイツに例がありますように、取締役自体の任免権を監査役に持たすんだというようにも思ひ切つてやるといふことは、第二段に考えていくべきことではなからうか。あまり急激にやつてびっくりぎょうてんをしても企業はどうかと思うので、それも議題にのぼっておりますが、私になりまして、それは省け、それはあまりに一挙に前進をし過ぎるではないかといふことで、そういう任免権という問題も幾らか意見があつたのでありますけれども、このたびはこれを採用しなかつた、こういう事情でございます。

お願いをいたしております改正をひとつ御採用をいただきまして、これで世の中の利益に合うように会社の運営ができるように持つていく、そういう指導と努力をしていきたいと思ひます。

○田中(武)委員 監査制度の改正について強調しておられますが、それはいい各論のところでは触れません。

だがその前に、先ほども言つたように、まだ残念ながら大臣の頭は市民法の域から脱してない。しかし世の中はいまや市民法では律し切れない状態になつておる。商法がこれまたそういうことです。新しい特別法等々では、もう御承知のように、市民法から一歩、二歩、社会法といふか、そういう方面へ発展しつつあるわけなんです。そのときに法務大臣が市民法のワクの中で、概念的な法律の頭では困る。同時に、法務省といふところは、この前も申しましたが、いわゆる体制維持を一番に考えるところだから保守的であつて当然だと思ふのですが、あまりにも保守的である。少なくとも、少数なりといへども、株主はやはり会社の所有者の一人なんです。その株主が一言の発言もできないより、さつさと仕組まれた一つの茶番劇の中で終わる。チッソのごときは、あ

れだけの社会的問題を起こしたのがわずか七分です。

今日ほど企業のあり方について社会的問題が起きているときはありません。そのときにあたつての会社法の改正です。したがつて、少なくとも私がいま、あるいはこのあとからも申し上げますようなことを同時に改正しなくては、いかにこの法律を無修正で、あるいは若干修正して通したといへども、もうすでに現在には合わない問題です。その点についてはどうですか。

問題は、監査制度とどう言うが、監督役にどんな人がおるかといふことも問題です。私は、監査制度改正以前に、やはり執行機関たる取締役ないし取締役会の構成員に、より企業の社会性あるいは公共性等々について自覚させて、人を得なければならぬと思ふのです。あなたが、あるいは局長がおつたやうなことでだんだん改善せられつつあるといふなら、大新聞がこれだけのスペースをとつての記事を書きませんよ。しかも、この一つは、総会屋をかばう企業一線捜査官も働かしつゝ見出しを出している。警察を呼んでないですが、そういう状態ですよ。一面において総会屋が問題になつておるが、一面においては企業自体が総会屋を利用しておる。そうして先ほども言つたやうに、早く総会が終わるやうに持つていった総務部長なりが腕ききだといつたやうな現状なんです。

そういうことを言つと、法制審議会の商法部会に總會のあり方を他のついでのような諮問をいつ行なつたか、言うてくださいよ。やつていないでしようが、もしやつておるのなら、いつどのような観点に立つて、法制審議会商法部会に、總會のあり方等について、こういう点についてはどうかといふ諮問をせられたか言うてください。

○川島政府委員 商法部会に對する諮問はきわめて一般的なものでございまして、商法に改正を加える必要があるとすればその要項を示されたといふだけでございまして。商法部会においては、現在特に必要だと認められる事項から優先的に問題を

を審議していくという方針をとつておるわけでございます。したがつて、現在までのところでは、監査制度の改正ということが中心に置かれておりましたので、總會についての問題というのは具體的な議論としてはまだ出てきておりません。それはしかし、監査制度、つまり監査の機構を改正するといふことになれば、執行機関も問題であらうし、また株主總會自身も問題がある。いずれこれらは第二段の改正として取り組まなければならぬ問題である。こういうことは審議の過程でも十分意識され、またそのつもりで従来の審議がされてきたといふことでございます。

○田中(武)委員 大臣、具体的に入る前に一つ。商法のいかなる点を改正する必要があるかといふたうな抽象的、ばく然たる諮問をしておることは存じております。だが、この前の質問とこれから質問をあわせて、私は具體的な提案をします。

總會のあり方について、こういう点を總會に報告する必要があるやなしやといつたやうな具體的な諮問をする用意があるかないか。それができるとするならば、私は質問をやめますよ。いかがです。

○田中(伊)國務大臣 田中さん、私はあなたのおっしゃることは非常によくわかる。よくわかるのだが、商法改正といふ大事業といふものを手にとつて實際具體的にやつていく立場からいいますと、何もかもそう一挙にやれないのです。一番大事なものとは先生どういふものかといふと、やはり監査制度です。政府の考える監査制度といふものが一番基本的なものである。それから第二は、先ほど仰せになつております取締役会の制度、ここを中心として運営が行なわれております。そこへ監査役が今度加わるという筋になるわけでございます。そので、第二に改正を要する点は、取締役会、一口にいって会社の執行部、こういうものをめぐります改正を行なうことが第二。もう一つ大事なのは、先ほどから議論をしていただいております株主總會の運営、こういうものについても大改正を加えなければならぬ。この三点がいずれも根本的大改正でございます。

その根本的大改正のうちで最も基本的なものをまず先にやまして、監査制度であります。この監査制度並びにこれをめぐります数個の項目について改正をお許しをいただいて、これを運営してやつてみて、その上で今度は取締役会の改正を行ない、株式總會の運営を行なうように持つていきたい。何しろ会社制度といふものがわが国では名前のついておりますだけで百一十一年に及んでおります。それにびたり規則をぶつけていくといふことでは、なかなかこれを急速、一挙に理想の考えただけではやり切れぬ。まず監査制度のお許しをいただいて、その次に取締役会をやつて、株式總會の制度を改めていく、こういうふうな考へておるので、この点をひとつ御理解をいただきたい。決して先生の仰せになることを否定してものを言うておるといふ考へ方ではございません。

○田中(武)委員 監査制度を改めることによつて大きな変化を期待するといふことによつて、何のことはない、その本質は二十五年改正以前に戻るのでしよう。もちろんこまかい点は違ふけれども、すなわち二十五年まで、戦時中は別としても、それじゃ株主のあり方が、あるいは總會のあり方が理想的なものであつたかといふのと同じことですよ。その監査制度がかわればといふことについては各論で触れます。今回の監査制度の改正のねらいがどこにあるのかといふ点まで掘り下げてまいります。

そこで順次次に参りますけれども、会社の取締役会といひますか、これはいわば会社の内閣です。執行機関です。しかも今日、よくいわれておるやうに、サラリーマン重役が多いわけですよ。いわゆる従業員から重役になる、これは必要です。そうでなければ将来希望が持てませんから。しかし、ワンマンな独裁性の強い社長なり会長がでんとすわつておつて、しかも、あとでも触れますけれども、現在の考へ方からいくなれば、監査役といふのはいわゆる取締役より下な地位である。二

流の人間を置く。そういうことで、幾ら変えても根本的な改革にはなりません。したがって、私がこの前にも提案したような事項を含め、やはり社会的にこれを監視する、こういう制度を持たない限り改革はできません。いわゆる支店長や工場長などで取締役があります。これとともうひとつとどがいわゆるサラリーマン重役である。したがって、支店長や工場長といえども、自分の腕を発揮するということよりか、なるべくへまを出さないようにということ、保身ということを中心に考える。

そこで一つの提案ですが、社外重役というのを考えたかどうか。取締役会は、少なくとも三分の一なら三分の一は第三者、学識経験者等をもって構成せねばならぬというふうな、社外重役制度というものの検討についてはいかがですか。○川島政府委員 昭和二十五年に商法を改正いたしました、従来大陸法特にドイツ法に近い制度であったのが、アメリカの制度に近い形がとられたわけでございます。

アメリカの制度におきましては、おっしゃいますような社外重役というものが盛んに利用されておりまして、わが国の商法の運営といたしまして、そういう社外重役というものを入れてくる運営がなされることが期待されたわけでございまして。現在の商法でももちろんできるわけでありまして、しかし実際の運営としては、旧来からのいわゆるサラリーマン重役という形で運営されてきた。そこに一つの問題があることは事実でございます。

そういう点につきましては、はたして法律をもってこれを強制しなければならぬものかどうかという点になりますと、これは立法的にもいろいろな問題が出てまいります。また、現状を踏まえてこれからの企業のあるべき姿というものをしっかりと認識した上でありまないと、なかなかそこまでの改正ができないというふうな問題もございまして、今後の検討課題としては十分取り上げなければならぬと思っておりますけれども、いまま

でもそういう議論は若干商法部会でいたしておいた実情もございすけれども、しかし、これは先ほど来申し上げておりますように、監査制度に続く取締役であるいは株主総会、そういう機関との関係において正しくいくべき問題であらうということ、今度の改正にはその点が触れていないということでございます。

それから法制審議会の商法部会における審議についてでございますが、今回の改正が終りました場合に、今後どういふ点を改正していくかというところは、そのつど商法部会において相談してきめておるわけでございます。先ほど来申し上げております取締役であるいは株主総会の改正が必要であるというところは、委員長はじめ委員の胸に十分あることとございすけれども、さらに国会におけるいろいろな御意見というものは、私どもから商法部会に御報告いたしまして、今後の審議の問題をきめる場合に十分考慮していただきたい、このように考えております。

○田中(武)委員 もちろん禁止規定がないから入れようと思えば入れられる。そんなことは言わなくてもわかつてる。しかし、はたしてそのような運営をしておる会社が幾らあるか。私は、サラリーマン重役悪いとは思わない。むしろけつこうなんです。しかし、そのサラリーマン重役がもつと遠慮なしに発言できるような株主総会ないし取締役会が構成できるように考える。それを法律によつて舞台を設置してやる。これを言っておるのです。

これでもいろいろありますが、次へ参ります。そのほかに若干の問題を提起すると、たとえば——もちろん例外があります。法律できめておるわけじゃない。一株五十円という額面高、これは株主も大株主になると天文学的保有ということになる。これはいい意味、悪い意味にも使われます。だからこれは一がいには論じられないけれども、この点についてはどういふように考えるのかというところは検討の必要があると思うのです。たとえば千株券を持っていれば一株の券

にかえてくれといえは千枚出さなければならぬ。現在印刷代だけでも三十何円かかるそうです。だからといって私は一株株主を否定するものではない。住民運動としてこれがあるいは企業の社会的責任と及ぶ場になることもけつこうだ。ところが、片方では総会を雇いあるいは暴力団を雇って締め出すという。しかもこの五十円の株式で、額面高で、将来絶対ないといえないと思うのですが、これはデノミでも実施した場合の株券額の五十円というところはどうかということになるかというふうなことを考えると、監査制度あるいは粉飾決算についてどういふことかという今回の改正、私は必ずしも全面的に否定はしておりません。だがしかし、それよりか急な問題があるじゃないか、こういうことを言っておるのです。しかも商法改正はいま審議に入つたばかりです。おそくはありまけん。そういうふうな問題を含めて再提案すべきではないか、これが私の考え方なんです。しかしそう言つたつて、こへ来てそれで引つ込めて、あなたのおっしゃるような点を含めた改正案に受けて再提案しますとは言わないだらうから、そんなことについて私は言いません。しかし、もしそういう点を考えなければこんなものをやつたつてだめなんだ。私は本来の法務委員

じゃないからそこまでは言いませんが、その点が書いてなければ何ぼやつてみたつていまの企業のあり方について改革にならない、出直せ、こう言つたらどうします。

○川島政府委員 御指摘のように商法、特に株式会社に関しましてはいろいろな問題がございす。ただいまおあげになりました一株の金額の問題、これは現在では五百円となつておりますが、なおそれ以前からの五十円の株式というものはあるわけでございます。これが現在の実情から見れば、なほはだしく妥当を欠くではないかと仰せられれば、まことにそのとおりだと思ひます。この点につきましても経済界から何とか考へてほしいという要望は出しておるわけでございます。したがって、商法部会においてもそういう問題について

話し合ひをしたことはございす。ただ、いろいろ技術的その他の問題がございまして、今回の改正にはそれが載つていないということとございまして、そういう非常に考えなければならぬ問題がいろいろございすので、こういう点につきましても今後検討を続けていくということになろうと思ひます。

○田中(武)委員 次に定款の記載事項です。

これについても現在でいいのかわか。たいていこれこれの記載事項は、定款の最後にはその他業務を達成するための一切の行為とか、何とかかとかというところで何でも行なえる。だから大企業が材料から第一次、第二次、第三次までの製品に手を出す。したがって船舶からラーメンまでという企業もあります。それではたして企業のモラルとしてのいいのかわか。ことに最初論議に出しました法人についてはいかなる説の上に立つか、ことに擬制説ならおさること、實在説をとつてもさうです。何でもかんでもできるというものがありません。だから定款に定めるところにおいての行為能力を持つわけなんです。だからその定款に必要記載事項をもう一べん検討し直す、そういう点についていかがなものか。

それから中小企業庁見えておると思うのですが、これに関連してあとも触れたいけれども、そういうことでどんと中小企業の分野へ入り込んでおる。中小企業の事業分野確保の点からいって問題があると思ひます。これについて中小企業庁で何らか意見があれば伺いたい。これはあとも具体的な問題のところでもう一べん、いわゆる親企業と子企業というか子会社に対する監査制度の強化というかの点で触れますけれども、そういう中小企業との事業分野の関係でもいろいろと現在及び過去において問題を起して定款の定め方、あるいは定款の記載事項等について再検討の必要があると思ひます。ことに一番最初私が議論いたしました法人はいかなる範囲において行為能力を持つのか、法令及び定款あるいは社団においては寄付行為その他において定められた

範囲内に限られるものである。ことに擬制説なら
なおさらのことです。定款のあり方というものを
再検討する必要があると思う。しかも現在書いて
いるように、その他一切の行為なんという書き方
はだめですよ。だから大企業がライオンとやらえ
たり、あるいは繊維が調子が悪いといえは繊維企
業がボウリング場を経営したりやつておるのだす
ね。それがはたしてノーマルな企業であり方だと
思いますか、いかがですか。

○川島政府委員 会社の目的につきましてもは
いろいろ問題があるわけでございます。仰せのとおり
定款に記載事項になっておりますけれども、これ
がいかなる意味を持つものであるか、たとえば権
利能力の範囲を示すものであるか、あるいは行為
能力の範囲を示すものであるかといった点にまで
及びまして、判例あるいは学説の上でいろいろな
議論のある問題でございます。実際の例といたし
ましては、日本の会社の場合には比較的代表的な
ものをあげまして、あとその他事業目的の遂行に必
要な事業といったような形で書いておるのが普通
かと思えます。これに對しまして、たとえばアメ
リカあたりの会社の目的を見ますと、原稿用紙に
いたしまして数十枚にわたるような多数の項目が
列挙してございます。そのいずれがいののかとい
うことになるかな問題があるかと思えます。

一つには会社がどういふ範囲の事業を行なう
のかということを示すメルクマールであるという
意味におきまして会社は厳格にこれを守らなけれ
ばならないと思えます。しかしながら会社と取引
をする第三者の立場から申しますと、一々会社の
定款を見、あるいは登記簿を見て取引をするわけ
ではございませんので、目的外の行為をしたこと
が会社の権利能力の外であるということになりま
す、第三者に迷惑がかかる、こういう点もござ
います。そういうことで、判例などは目的遂行に
必要の限度では会社に行う能力がある、権利能力
もあるというふうに認めておると思えますが、こ
れは現実の取引を円滑に行わせるという趣旨か
らやむを得ない解釈であらうかと思ひわけござ

います。ただ、仰せのように、目的に全然掲げら
れていない、あるいは目的から演繹できないよう
な事業を非常に大規模に行なり、それによって収
益を上げるという行為は非常に前法として
も予想していないことでございまして、こういう
たものについては厳格な取り締まりが必要であ
ろう、今回の改正におきましても、たとえば取締役
が会社の目的に反する行為をした場合には、差
しとめ請求ができるといったような規定も
あるわけでございますけれども、そういう意味
で、会社としては目的の範囲を十分頭に入れて、
そしてそれに忠実な行動をとらなければならな
いということにならうと思ひます。具体的に法律
の上でそれをどういふふうに規制するかというこ
うな問題を含めまして非常にむずかしいことにな
ろうと思ひわけでございます。こういった問題に
つきましては、十分判例の動向を見、あるいは学
者の意見も伺つてみた上でありまさんと、はたし
て現在のままではいいのか、改正する必要がある
かという点については、私自信をもつてお答えす
るわけにはまいらないのでございまして、御指摘
を受けましたので、十分研究していただきたい、
このように考えております。

○田中(武)委員 中小企業庁みえて、いますね。
先ほどちやうど言いました、そういうこと
で、大企業はほとんど中小企業の分野を侵して
おる。中小企業基本法の三条の「国の施策」の
七、中小企業の事業活動の適正な確保といったよ
うな意味の号がありますね。そういう点から見
て、大企業のそういう活動をどのようになた方
は考へるか、同時に法務省、最初私が法人の不法
行為能力、行為能力等々に触れて論議をいたしま
した。それは前にも言つたが、私の質問は一貫し
ておるのです。議事録をまとめたら一つの論文
になるような質問をしておると思ひのだ。間違つ
ておつたら間違つておると思ひください。した
がつてそのときの論議の上に立つて答弁も考へて
ください。法令及び定款以外のことはやれないん

だというのが行為能力ですよ。そうじゃないです
か。そういうことに対して、あまりにも今日でた
らめですよ。いかがですか。まず、中小企業庁、
それから意見があれば法務省伺ひます。
○森口政府委員 御指摘のとおり、中小企業基本
法の三条の七号で、中小企業者の事業活動の機会
の確保の適正な確保」という規定がございませ
ん。ここにございませぬ規定は、中小企業者以外の者の
事業活動によつて中小企業者の利益の不当な侵害
を防ぐということが書いてあるわけでございます。
私どもは基本法に書いてあるわけでございますに
大企業と中小企業に現在でも純然たる格差がござ
います。基本的には中小企業について税制上、金
融上の措置を講じて、生産性格差を埋めるとい
うような方策を実行すべきだと存じますが、他
面、大企業者が資本の力によつて中小企業につ
いて不当な侵害をするという点につきましては、非
常に配慮をいたしておるつもりでございます。現
在でも団体法に調整活動についての諸規程がござ
います。それから百貨店法等はやはりその一連の
法令かと思ひます。ただいづれにいたしまして
も、中小企業庁としては、やはり大企業が中小企
業者に対して不当な利益の侵害をいたさないよう
に機会あるごとに各行政官庁にその指導を要請
いたしていく所存でございます。

○田中(武)委員 法務省、いまの答弁なり私の質
問に對して、何か意見がありましたら……
○川島政府委員 目的の範囲内で行動しなければ
ならないというところは当然であらうと思ひます。
問題はその目的の範囲をどのように考へるかとい
うことになつてくるわけでありまして、たとえば
電気製品の製造販売というふうに書いてあります
場合に、事業を行なうために金を借りる必要もあ
りますし、あるいは事務所をつくるために土地
建物を買うという場合もございませう。そうい
うことはみな入ってくるわけでございます。しか
しながら電気製品の製造販売としか書いてない会

社が土地を買い占めて分譲を行なり、これは明ら
かに目的の範囲外の行為です。ですからそういう
ことが会社の定款違反の行為であるということ
は言えると思ひます。ただ問題は、その場合の効力
が、その会社から土地を買った者が売買が無効
であるためにその土地を取得できないというこ
となるのかどうかという点につきましては、先ほ
ど申し上げましたように、取引安全の立場からい
う学説が分かれておるわけでございます。必
ずしもその売買が無効だといふ考えが一般には行
なれていないというふうに考へております。

○田中(武)委員 あなたはここの面だけを言
うておるわけなんだ。目的外の行為をやつて、そ
れが次にたとえば土地を売つた、買った人に不測
の損害を与えるから云々、こういうことを言
つて、一方のことを言つていない。だからそんなの
はもとへ戻させていひののですよ。それが違法行為
であるといふことはあなたも認めておるのでは
ない。ではどうするか。いまやつておるのはい
らば、それが問題になつておるのです。社会的
問題になつておるのです。だから取締役会のあ
り方あるいは総会のあり方等をもつと法律で
しつとやるべきじゃないか、こう提案してお
るわけ。さらに、外部から公正な人を入れたらど
うか。私は現在もうそんな古い頭を持つておる人
はいないとは思ひけれども、資本が経営を自由に
する時代ではない。資本と経営は分離すべきであ
るといったような議論もある。またそうすべき時
代に入つてきておる。もうとうから入つてきてい
ますよ。その上に立つて考へ直す必要があるわけ
です。違法だと認めて、だが善意の第三者に對し
て不測の損害を与えるからということだけで説明
がつくものではございませぬ。そんなことは、ど
んどんそれでもうけた企業から賠償させればい
いのです。要は、取締役ないし執行機関であるもの
のモラルの問題としてどうするか、同時にそうせ
ねばならないように法律が舞台をつくつてやるとい
うことです。大臣、いかがですか。

○田中(伊)国務大臣 外部の役員も入れて、しっかり行き過ぎのないように目的内の仕事をさせる、これも一つの方法ですね。そういう方法を監査役の——田中さんいいですか、御言及になつてゐるそういう御心配を、監査役の権限強化ということ——あなたは監査役のことばあつたとおっしゃるけれども、こつちが大事だ。監査役の権限強化ということで適正な業務を行なひしめるようにやうなことをやるのです。これは非常に大事なことなんです。いま事務が答へましたように、法律上目的外のことをやつたときにはその行為は無効だ、かりに買ひ受けは無効だ、売り渡し無効だというふうな処置になるなら、話は簡単なんです。そうじゃない。目的外の行為をやつても有効だということになることが通説でございまして、この行為自体は。そうすると、先生おっしゃる通りに、やはり内面でセーブするように、目的外の行為に手をつけないうちに内面でこれを自主的にやらすということが非常に大事なことになるわけでございます。外部から重役を入れて、それにしつかりやらすということも一つの方法だが、内部の監査役の地位をぐっと引き上げて、そして権限を広げて、具体的な権限を持たして、取締役会に出席して、目的外の行為をおかしいじゃないか、それはやるべきでないという差しを求め、要求ができるように持ち込んでいって、私企業の行為を自主的に規制をしてルールに乗せようというところがこの監査役制度強化のねらいでございまして、ここを御理解いただいて、ひとつお許しをいただきたい。

○田中(武)委員 大臣は改正案を出してゐる。だから、その点に重点を置いて御答弁になるのは、それはさうだろうと思うのです。

それでは少しはしりまして、監査役制度の改正について論議いたしましょう。これは先ほど言つたように、もちろん全部が全部でないけれども、その考え方の基礎というものは二十五年改正にさかのぼるということですよ。二十五年の改正で監査役の権限を縮小して、単なる会計監査にと

どめた。そしてそれが現行法律です。それを今度鬼の首でもとるようなことを言いながら監査制度の改正を出してきた。そのように変えてこなくちゃならぬのは、それはいままでの答弁で明らかだとおっしゃるが、私はさう何回も何回も監査制度について変えるという意義と必要性について、もう一度はつきりとおきたいと思うのです。二十五年改正にさかのぼる、戻るといふこと。これは、こまかい点については違ふとしても、思想的にはさうなんです。さうでしょう。それでは、なぜそのときにはさうしたのか。それはあのときは私は大臣でありません、こう言うかも知れぬが、なぜしたのか、そしてなぜ今度は元へ戻さねばならないのか。その辺のところの必要性はどうなんですか。

○田中(伊)国務大臣 旧時代——さかのぼつた話になりますが、業務監査もやっておりました制度をどうしてやめたのかといふと、一口に申しますと、会社の取締役会の運営といふものが、監査役が業務監査までやっておるということでは、どうも自由な行動といふものが確保できにくい。そこで、会計監査だけにどめまして、業務監査の権限といふものは取りはずしてやってみたのです。やってみないうちからぬのです、人間社会のやり方といふものは、やってみるという、業務監査を無視して、会計監査の帳じりだけ、金の数だけを合算しておるなんていう、そんな監査は意味ない。特に外資が導入されてくる。わが国にても、特に大企業において、外国の目で見ても日本の企業は内容的にどうかといふことになってくる。業務監査が大事だ。業務監査をしつかりやる。業務監査といへば、材料の購入から製造工程からでさう上りましたものの販売のルートに至るまで、業務監査でございまして、その業務監査をしつかりやうと、さうして会社の経理といふものの、会社の運営のあり方といふものについて信頼を持たすようにする。それは取締役会独善ではできぬのだ、独立した権限を持った監査役のオーケーがなければできぬのだという、この慎重なか

まをとることが、外資の自由化されております現段階においては必要であらう。対外信用を確保する上からも、日本の大企業はそれでなければいけないという反省が、はつきりしてやってみて、起つてまいりましたので、もとへ戻さう——おかしいことないでしょう。さういふ考え方になつておるのです。ですから、経験に照らしてももとへ戻すべきものだ、さういふことでございます。

○田中(武)委員 あなたはさうおっしゃるけれども、さういふ言ひならば、この改正は大企業のためにはなるほど戦後だ。そこで、国民経済の復興とかなんとかという適当な名目をつけて、大企業が利潤追求のやりやすいように改正したのであります。これはアメリカの例になつたという点もあつたと思ふのです。ところが、今日においてはインフレーションの進行等々もあつて、もう大企業が高度な蓄積を必要としないうちから、いままでは、しやすいうちにやつたが、もう、少しチェックしてもいい時期だ、さういふことですよ。そこでももとへ戻さうといふことなんです。私はさう見ます。さうとしかと思はないのです。大企業が利潤追求しやうというに監査制度を改正して、監査役の制度というが、権限を縮小して、自由にやらした。いまや高度成長の中において高度な蓄積をしてきた。それが思わぬ方向に社会的悪をたらした。公害あるいは買ひ占め、投機。言うならばこの中において大企業はそれほど今度は高度な蓄積をしなくてもいいような状態になつてきたから、そろそろもとへ戻さうじゃないか、さういふことだと私は思ふのですが、大臣、さうではないと言いますか。どうですか。

○田中(伊)国務大臣 さうではありません。それで、あなたはさうおっしゃるが、今度私のほうで提案をしております改正案といふものは、そんなことじゃないでしょう。監査役の権限を強化して社会性に反するやうなことをやらさぬのだという態度、これは大企業は困るでしょう。小企業をいうのじゃない。これは大企業だけです。業務監査

というものは一億以上だけではすかぬ。ことに、その上五億以上のものについては計算書類はかつてにつくれない。公認会計士、これの監査を経なければならぬ。計算書類は印刷に付して株主総会前にこれを配付しなければならぬ。非常な制限でしょう。大会社の利益のために改正しておるなんということをおっしゃられると心外千万です。そんなことは逆なこと、大会社は弱つておるわけなんです、えらい改正をやるということなんです。ですから、これは非常なお考えで、邪推じゃないかと私は思ふのです、さういふことをおっしゃるなら、大会社をセーブする、大会社にセーブを加える、その活動を抑えるこれは改正なんです、今度の改正は、それは決して、そんなふうなお考えをいたしましては真意と違ふので、これは、強力なる大会社の行動といふものを押えていく、それはまあ、先生仰せのように、おかしいことが起こらぬものとは限らないわけですから、監査役の選び方ですね、監査役といふものにどういふ人材を選ぶか、どういふ会社に対してにらみのきく、どういふ権限のある、どういふ会社の事業に対して体験を持つておる大もの監査役を選ぶかといふ問題はありますが、理想の大もの監査役といふものを選ぶことができた場合には——選ぶには力が要りましようが、選ぶことができたときには会社は社会性を持つていくことができる、行き過ぎたことはできない、さういふことで取締役会の足らざるをこの根本的の制度によつて一応はある程度補える。この改正のお許しをいただければ、次に取締役会制度について検討を加え、株主総会制度について検討を加えていくという順序を踏みたい、さういふ言ひでおるのではありません、これはどうぞ法務省の申し上げておりますことはありのままに御判断をいただいて御批判をいただきたいと思ふのです。

○田中(武)委員 あなたはさうおっしゃるけれども、何なら論争やりましよう。

私が言っている株主総会のあり方あるいは定款の記載事項、先ほど来申しましたそれを同時に出してきたらいい。そうではなくて、これだけ強化してきたって、私らの結論がそれだと言わせない。片手落ちですよ。あなたがそれだけの大みえを切るなら、同時にそれが生かされるような株主総会が持てるような制度に改めなさい。あるいは取締役の人を得るような、外部取締役を入れるとか何とかという、私が提案し続けたことを実行しなさい。そして、一緒に提案しなさい。そうしたら、あなたの大みえについてはある程度認めましょう。だが、一方これだけ出して大みえを切るなら片手落ちです。そんなことをおっしゃるなら、ほかの議員さん方はどうするか分かりませんが、私は返上しますよ、この改正は、いかがでしょう。一緒に出してきなさい。

○田中(伊)国務大臣 理論的にはね、田中さん、理論的には先生仰せのように一緒に出すというところは筋になると思うのです。先ほどから何度も申し上げておられますように、何しろ企業というものは生きて事業をやっておる。動いておる。そのうちには若干休眠はあるけれども、大体は生きて動いておる。その生きて動いておるものにびっくりにしてひっくり返るようなものを同時に何もかもぶつけて改正していくのは、企業の振興の上に大きな影響がある、こう考えますので、いま申しましたように、その三つの方向の重要事項のうちで、第一の監査役制度を中心として改正を先にやらして欲しい、そしてそれを実施した上で、様子を見て、次に、先生仰せのようなことは手をつけてやっていく、こういうことを申し上げておるのです。それを一ぺんにやらなかったら片手落ちじゃないかと言われると、それを実情に沿うようにということからいいますと、一ぺんに持つていくより、こういうふうを持つていくほうが筋はいんじやありませんか。いけませんか。

○田中(武)委員 それは順番が逆なんです。まず株主総会のあり方を改革していく、次に執行機関

たる取締役会のあり方及びその構成を検討する、定款のあり方及びその必要記載事項について検討する、これのほうはより近代的というか、今日的な問題です。一ぺんに出してびっくりにすることであるならば、ものごとの順序からいえば、私はそのほうが先だ。あなたは監査制度とおっしゃるが、監査制度の改正もそれは一つのチェックになるでしょう。しかし、私があえて大企業のためだと言ったのは、三つ、四つの問題を提起した中であなたは一番最後のやつを前に持ってきた。これが大企業のためだと私は言っているんです。ほんとうの企業のためには、順序はむしろ総会が民主的に持てるような舞台を法律で保証する。さらに執行機関たる取締役会のモラルが高まるような社会的責任についてもつと反省をするような、あるいは注意規定でもいいが、置くとか、この前の質問で申しましたけれども、そういうようなときには役員の変更までを第三者機関が行なうことができるようなそういうことの方がより今日の問題である、こう言っておるんです。見解の相違といえはそれまでです。だから、よく聞いてくださいとおっしゃるが、よく聞いてくださいよ、あなた。私の言っている大企業のためだというのはそういうことなんです。いかがです。

○田中(伊)国務大臣 筋の立つたお話におこぼを返すようたいへん言いくいんですが、しかし法案の提案者としては、やはりこう言いたいと思うことは、こつちの言いは聞いてもらわなければならぬ。そういう意味において申し上げるという、むずかしいことですが、監査役の人を得て、その監査役の権限を強化して、そうして取締役会に出て、いま言ったような差しとめ請求権まで持たすなりという権限を持たして取締役会の運営をいたしますというところは、沈滞しておる取締役会、それから独善におちいらんとする取締役会の制度の欠陥を補うだけの効果があるというところが一つですね。それからもう一つ、合理的な監査をいたしまして、業務監査までいたしま

して、計算書類というものを印刷して公認会計士にかけまして、そうしてでさうがりましたものを、事後の承諾でなしに、事前にこれを配付して審議に供するなどというのをいたしますことは、議論不足だといわれておる、いまも先生のおこぼがあらわしたがる、そういう議論不足になつてくるような、強引に採決をしておるような株主総会のあり方というものを対しても、この欠点を是正する役割をどうとめるんじゃないか。こういう意味から、我田引水でなしに、私はこの三つの根本的改正をする必要のある方向のうちで、いまお願いをしております監査役制度という方向が三つの中の基本、根本になるものだ、こういうふうには私は思っておりますので、これを先にやらしてください。次に、先生の仰せになるようなことを申し上げておるので、決してかつてなことを言っておるわけじゃないんです。どうぞこの点をひとつ御理解をいただきましてやっていただきたい、こう考えます。

○田中(武)委員 語るに落ちるということばがあるが、提案者としては当然であります。それはさうだ。だから、あなた、提案者としてそれを強調せられることに對して私は文句を言いません。だからといって、野党のわれわれが提案者の言うことをそのまま、なるほどけつこうでございましてと言ふ義務はありません。いいですか。少なくともいかなる時代においても株式会社の業務が適正に行なわれなくてはならないというところは、これは大臣も否定しないと思うのです。もちろん時代的背景は違ふ。二十五年に改正しておいて、また戻す。これは時代的背景があるとしても、適正な株式会社の業務の運営という点においては変わりないことになる。そういう点をひとつ申し上げておきます。

そこで本提案説明の中で、「株式会社の業務が適正に行なわれることを確保するために、監査役は、会計監査のほか、云々、こういうふうにいわれておるわけなんですけれども、それでは現行法は業

務が適正でないことを認められておるわけですね。それが一点。

それから、この提案説明の中でいわれておる適正な業務とは、具体的にどのようなことを考えておられますか。

○田中(伊)国務大臣 この改正案をお許しただけは、会社業務の運営はこれまでより適正になる、こういう趣旨の私の説明でございまして、より適正になる。ではいままでは適正でないのかというと、より適正であるという点を基準にしていけば十分でない、こういうことでございまして……

○田中(武)委員 では、適正とはどういうことをあなたは頭の中に置いておられるか。

○田中(伊)国務大臣 適正ということ、業務が適正に行なわれるということは、つまり取締役会の独善専行におちいる会社の運営でなくて、監査役の立場から、それも行き過ぎのない業務というところは、適正ということになりますね。そういう意味をまずうとうておるつもりでございまして……

○田中(武)委員 内部監査機能を強化すること、執行機関たる取締役会ないしは取締役の独断専行をチェックする役目をするというところは、私も否定はいたしません。しかし従来までの監査役のあり方といえは、もう一般常識的に取締役にはなれないような人、いわば二流の人をもつて監査役にしておるし、会社においてもまあまあやる前だからひとつ肩書きでもやるかという人、間を置いておるといふのが普通であるということ、は御承知のとおりなんです。そういうことなら、いかに法律によつて権限強化をしても私は何にもならぬと思います。

そこでひとつこれも提案ですが、監査役にも外部から公正な人、何なら従業員を代表する者一人を入れるといったようなことを、ひとつ商法で考えたらどうですか。と同時に、またあまり監査役が権限を持ち過ぎると、これの乱用ということになり、企業内部の派閥とかあるいは混乱を起こす原因にもなると思うのです。そういう点をどのよ

うにしていくかということについてはいろいろありますが、したがって私は監査役に公正妥当な人を入れるという方向をとるべきではないか、少なくとも三分の一とか何とか。それで一つの考え方としては、私は必ずしも労働組合の推薦するというような小さな意味ではなくても、少なくとも組合が推薦するような労働者の代表を一人くらい入れる道を考える、これはどうですか。

○田中(伊)国務大臣 先生の仰せになるのは、私はたいへんごもっともだと思つた。それで、それは監査役の中で適正な人があるならば、使用者、被用者いずれの経験を持つておる人もよいと思つた。よいと思つたが、一私的な企業体である株式会社というものの監査役、その監査役をつくるということは、自主的にやらしたい。国会が法律を改正して表へ出せば、国会でおきめをいただいた法律に基づいて、これは大ものではないから、業務の監査にふさわしい人間でなければならぬということになりますから、これはよほどの大ものでなければならぬということはわかりますから。その資格要件までは商法で定めかねる。行政指導の道は考えていいのですけれども、そこまではいかないのである。しかし先生仰せになるとおり、私は何人かの監査役を置きまして、そしてその中には労働者も将来は協働できるような立場の人材を持つてくるなどということ、これはたいへん気のきいた、群を抜きたい考えだと思つた。けれどもそれを商法の中で資格要件を規定していくことは、私企業ですからどんなものであろうか、それを申し上げておる。その趣旨は賛成であります。

はわかるというのですから、それを法にまで入れるかどうかということについて議論がある。市民法社会を頭に置きながら、ということ、十八世紀時代にできた商法という法人の議論をそのまま持つてくる。個人の人格とか何とかがまず先行した時代の市民法。ここで一言言わしてもしらうなら、これは直接関係ないかも知れぬが、民法なんかでもこれはもう大改正しなければならぬと思つた。これはいよいよゆるゆる持てる者が持たざる者からの攻撃を受けるところのとりでに民法はなつておるのです。市民法的感覚と社会法的感覚。その証拠に所有権絶対主義は貫かれておる。そこいらの面においてこれにも関係してくるわけだ。権利の乱用の問題とかいろいろな問題が出てくるわけだ。こういう問題についてあらためて行ないますが、民法としてその商法もまたそうであろうと思つた。持てる者が持たざる者からの攻撃に対する一つの防波堤の役目を法律が果たしておるという考え方は、十八世紀時代の市民法感覚である。それだけ申し上げておきます。

内部監査の問題について、監査役が業務監査をする、取締役会も業務監査をする、そうすると二重に行なうわけだ。その場合、意見が違つたときにはいづれが優先するの。しかもいままでのような観念で二流の人が監査役になるということであるなら、結論はもう明らかです。その場合はどうするのですか、どのように理解すべきなんですか。

○田中(伊)国務大臣 それはそういうふうにはならぬで、それは監査役が監査する。監査役の監査することと同じことを取締役がやってもいいけれども、その取締役のやる立場は、会社の執行機関として業務を調査し、業務を見、業務を遂行しておるといふ立場で、それは内容的には一致することとは多いですが、それはやはり一方は取締役の業務の執行、一方は、監査役の監査業務と、こういうことになるんじゃないでしょうか。

○田中(武)委員 取締役自体の職責からいうて、常に内部監査という業務監査ということをしてチェックするのは、それは当然です。それに対して監査役がチェックをしている。意見が違つた場合、これは法律のたてまえからいふならば、それは監査役の意見が優先するといふんですが、人がいなければ何にも言わぬ。現在がそんなんです。そういう点についてどうなのかと、こう言つておるんです。

○川島政府委員 株式会社の業務執行につきましても、仰せのように取締役会も一種の監督権を持つております。この監督権というのは、業務全般に及びますし、また、必ずしも違法性だけに限局されないわけでありまして、業務の執行が妥当か妥当でないかといった点にも及ぶわけでありまして、これに對しまして監査役の監査というのは、法律で個々の規定がございすけれども、原則として違法かどうかという点に止らるるわけだと思つた。したがつて、監査の範囲において差があるわけでありまして、いかに有能な監査役といえども、妥当性の範囲までは自分の職務として入つていけない、こういう違いはあるわけだと思つた。

それから、意見が違つた場合にどうなるかという点でございすが、会社の業務執行は取締役会できめるといふことになっておりますから、監査役が意見を述べたとしても、取締役がその意見を取り上げない。そして、取締役会で監査役と反する決定をするという場合は、もちろんあり得ることだと思つた。それは可能であります。しかしながら、あくまでも監査役が、それは不当であると言ふ場合には、違法行為の差しとめ請求権といふものがございすから、これによつて取締役の行為を差しとめる、こういう関係になつております。

○田中(武)委員 まあ次に行きましよう、十二時半過ぎくらいまでに終わつてくれと理事の方から言つておられますから。しかし、私は終わります。ただ、次の質問者が来ておるので、適当なときにチェンジして私の質問はあとに残すだけです。委員長、いいですね。――改正法案の二百七十四条ノ三において、親会社の監査役が子会社に對し、その營業の報告を求め、あるいは場合によつては、会社の業務及び財産の状況を調査するといったような規定がございす。いわゆる親企業の監査役が、子企業、子会社に對しての支配権といふか監督権を持つ。一口に言へばそういうことになる。そのねらいはどこにあるか。これは親企業のためのものである。したがつて、この改正は大企業のためのものであるといふことにもつながるわけだ。そういうことをどう理解しておられますか。もう時間の関係等もあるから統括してやりますけれども、それは子会社側から見れば、親会社からの不当の干渉となるでしょう。そういう点についてどのように考えておられるのかという点。

それから、ついでですから、もう次々に参ります。先ほど中小企業庁にも伺いましたが、中小企業基本法では、その前文あるいは目的、第一条等で、中小企業の經營の安定、小規模企業従業者の生活水準の向上、中小企業の經濟的社會的制約による不利益の是正等々がうたつてある。そして、先ほど触れましたが、第三条七号において、いわゆる國の施策として、中小企業の適正な事業活動の確保ということがうたつてある。これらの關係を公企業から見た場合は、それはこれに逆行する。いま申しましたような中小企業基本法を中心とする一連の中小企業關係法で中小企業庁が中心となつて進めてまいりました中小企業政策は、いわゆる中小企業の社會的地位の獨立、近代化、高度化あるいは専門化、あるいは下請關係の、これも基本法にありますが取引の適正化等々、うたつてあります。この規定と、いままでの中小企業基本法を中心とし、關係法によつて進めてきた中小企業政策とはまづ正面に衝突すると思つたのですが、その点についてどのように理解しておられるのか。また法務省及び中小企業庁は、こういう規定を商法に入れることについて中小企業庁に意見を求めたのか。求められたとするならば、そのと

きに中小企業庁なし通産省はどう返事したのか、その辺のところがもしありましたらお答えを願いたい。

○川島政府委員 まず子会社の調査権のことからお答え申し上げますが……(田中(武)委員「法律に書いてあることは説明しなくてもよく知っておるのだから……」と呼ぶ)これは、たとえ現在、大きな会社は建物を保有するため不動産部というようなものを持つておりましたけれども、それを分離いたしました、子会社としてそれとの間の契約関係にしている、こういった例はいろいろあるわけでございます。そのほか取引の関係でもいろいろあるわけでございます。子会社と親会社というものは非常に密接な一体的な関係を保つておるといのが実情であろうと思ひます。そこで、この子会社調査権というのは、親会社の業務を監査いたします場合に、そのある業務について、はたして子会社との関係で適正なものであるかどうかというのを親会社の立場から見るわけでありまして、子会社が適正な行為をやっているかどうかというのを調べるのではなくして、親会社が正しいことをやっているかどうかというのを調べるために、親会社だけでなく、子会社の業務についても調べたい、こういう場合に認められておるものでございまして、規定をお読みいただければ、その趣旨は十分に出ていふというふうに思ひますので、もしこれだけで御疑問がございませうれば、さらにお尋ねをいただきたいと思ひます。

それから中小企業との関係でございますが、これは中小企業庁のほうからお答えをいただけたと思ひますが、商法部会におきましては通産省のほうからも委員を出していただいております。この商法改正案の作成にあたりましては御意見も伺つておるわけでございます。したがしまして、私も法務省の立場といたしましては、御賛同をいただいているというふうに考えております。

○森口政府委員 おっしゃいますとおり、中小企業の自主独立、また中小企業者が自主独立でなければ経済の発展が期せられないというのが、私のほうの中小企業政策の基本であります。したがしまして、大企業が中小企業に不当な利益侵害をしないように、私のほうもかねがね監視しておるところでございますが、今回新しい商法の改正規定によつて認められました監査役の子会社に対する調査権限、趣旨につきましては法務省御当局のほうから種々御説明があつたところでございまして、私のほうもいたしまして、法務省から御説明を伺ひまして、むしろ大企業等が株式を半分以上持つておるといふようなところの地位を不当に利用している、粉飾決算とか不当なことをむしろ子会社に強制する、それを監査役が監督をするという趣旨ならばむしろけつこうではないかというやうなことで、私のほうとしてはこの規定について特段の異議はないわけでございます。ただ基本的に、先生先ほど累次おっしゃつておられますとおり、監査役の人を得るかどうかということが非常に大きな問題でございまして、考え方としては私のほうには何ら異存はないわけでございますが、監査役の人を得るかどうかという点については、やはりお説のとおり問題点は残つていゝるのではないかとこのように感じられるわけでございます。

○田中(武)委員 このことによつて、より子会社が親会社に従属する、言いかえるならば、その独立性が薄れてきて系列強化ということになる、この点については質問を保留します。

これは公取委員長に聞きますが、今日企業活動について国民の側からいろいろな批判が出ておる。その批判は大体二つある。一つは先ほど来私が申しました、企業の社会的責任についての面でありまして、もう一つは、大企業の、これは独禁法からいふならば合併とか云々ということになると思ひますが、いわゆる大企業がますます……いまこの規定もそうですが、いわゆる独占化、寡占化を強める傾向にある。そして管理価格形成の問題であります。またそのような大資本、大会社の地位を利用しての不正な取引であります。これに今度のこの改正によつて、より一そうそれに

拍車をかける、こういうことになる。そこで、独禁法からいふならば、それが合併なりカルテルであるならば、こうします、しかし、この改正で直ちに独禁法においてはとらふのがあなたの答にならないかと思ひます。しかし、少なくとも大企業がより市場支配を強化する、したがつて寡占価格形成への道を開くというところは否定できないと思ひます。したがつて、独禁法の、まあ九条は別としても、十条以下において、いわゆる持ち株の制限あるいは報告を求める、あるいは役員等の業務等々について独禁法の十条あるいは十三条くらゐいまでも、まあこれは金融機関についての特別の規定等もありまして、そういった報告義務とかチェックの方法が講ぜられておる。

そこで、公正取引委員長、私はあなたに聞くだけでこれだけ用意しておるのですが、約束の時間ですからあらためてまたやりますけれども、どうですか、この商法の改正で親会社の監査役が子会社を監査する、にらみをきかすということが市場支配をより有利にする、独禁政策の上からいへば望ましくない現象を起すことになるとなる。それはあなたの立場からいふならば具体的に事が起きた場合に云々ということになるかと思ひます。したが、広く独禁政策の面からどのようにお考えになりますか。

○高橋(俊)政府委員 大企業についてのいろいろな御心配、私も同感でございます。いろいろ寡占化等の傾向を通じて国民生活にもよくない影響を及ぼす、それを規制することが私どもの使命でございます。

そこで、ただ監査役の権限強化並びにそれが子会社に対するところまでの監査が行なわれるという点につきましては申し上げますと、私は御心配とはちよつと違ひます。それはなぜかという、子会社という制度を認めるかどうかということは別にございまして、つまり、五〇%をこえる株式を保有する、こうなりますと、現在の株式会社の性格から申しますれば、過半数の株式を制している以上は、いわばその人事権でも何でも支配できるわけ

です。そういう点では五〇%に満たない会社の場合は性格が違つておりますから、五〇%以上をこえる株式は認めないのだ、こういうふうにならば格別でございますが、いまはそうではないと思ひます。ただ、それが実際には私どもの関連では、親事業者と下請事業者の関係になる場合がございまして、法律の面ではきびしく監査を續けております。いま子会社の経理まで、あるいは経理と申しますか、監査を行なうという意味は、先ほども中小企業庁のほうからも御説明あつたように、これは明らかに、むしろ連結決算が要求されているような世の中ですが、親事業者が自分のところだけはいさゝかをつくらうため、できれば子供であるほうの、自由自在になるほうにしわ寄せをする、そういうことによつて、一つの擬装的な行為がなされるわけでございます。私はこういう例は現在あるだらうと思ひます。特に不況になつたときにはよくそういうことが行なわれる。そういうことをなくする。ですから、自分自身の会社の中で監査役が取締役に対してよりよくない行為、違法な行為、たとえば粉飾決算は違法だと思ひますが、そういうことを子会社とはいかぬというところと同時に、それを子会社のほうにしわ寄せして逃げていゝこと、これを防止する、そういうふうな受け取つていただくならば、私としてはそう受け取りたいのですが、そう考えておりますので、これは決して悪い方向に解するのではなくて、監査役の使い方がいかによきものであろうと、非常にいい方向にこれは働く性質のものであろうと思つておりますので、いろいろな諸悪の根源にはならない、むしろいい方向にいくのではないかとと思ひます。

○田中(武)委員 実は公正取引関係という、独禁法及びその補完法等についてもこれだけの用意をしておるわけですが、下請代金支払遅延等防止法にまでさかのぼり、この規定に関連をして論議をしたいのです。しかし、もう交代の時間が来たので、これもあらためて行ないます。いいですね。これだけ残つています。

そこで、外部監査というか、そのことについてまだ本格的な議論はきようはいたしません。あとでいたします。ただ、せっかく労働省に来てもらっているの、その点だけに触れます。

今度の改正というよりか、今度は特例法、この第二条ですが、資本金五億円以上の会社の決算についてはいわゆる「会計監査人の監査を受けなければならない」という規定がある。今度は四条ですが、四条ではそれは「公認会計士又は監査法人」でやる、こういうふうに規定してある。三条においてその選任の手続等も書いてある。これらについて詳細は後日に譲ります。

そこで、ただ一言、労働省に尋ねたいことは、会計監査人に公認会計士を選んだ、そうすると、それに対する報酬を出す、たぶん報酬ということばを使うだろうと思います。ところが労基法の十一条では「賃金」ということで、その名目のいかんにかかわらず、労働の対価として支払われたものは賃金である、こういつているのです。賃金なのかどうか。第九条では「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、云々」ということになって「賃金を支払われる者」となっています。同じような意味のことが労組法の三条でしかかありますね。そういう関係について会社の使用者であるといえるのかいえないのか、その報酬は賃金であるのかないのか。基準法及び労組法の上に立つてひとつお答え願いたい。

と同時に、その選任につきましても、労働組合法の五条七号ですか、それには、資格ある組合員の監査を受けなければならないということになっているわけですね。五条の七号にはそういう意味の規定がある。特に「組合員」となっているのですね。組合役員じゃないのです。したがって労働組合は大会で選んでおるわけなんです。ところが社会に及ぼす影響等々からいった場合に、それは会社のほうが、企業のほうが、特に五億円以上の大企業のほうが影響がより大きい。いろいろその監査役の意見を聞かなければいかぬとかあるいはそれを株主総会に報告しなければいかぬとか、

何とかかんとかいう規定はあるが、要は選任権は取締役会にある。ところが地域住民、一般国民に与える影響は五億円以上の会社のほうがより重要だ。そう考えた場合に、労組法五条七号との関係において、一方においては大会で選ぶ、したがってこの場合も外部監査人は株主総会で選ぶというようにすべきではないか。それにはもちろん七分間て終わるような株主総会ではないということと私は前提にしておるわけです。そういうようなことについてひとつ労働省からの御意見、賃金なのかどうか、賃金であるとするならば、労働者かどうか等がある。それが雇用契約があるとかないとかいう問題、この場合はおそらく雇用契約じゃなくて委託契約とかなんとなかにならぬと思うのです。したがっていま申しました問題は、もう一度申しますが、労基法九条、十一条、労組法三条及び五条七号等々の関連においてお答え願いたい。それから選任のほうについては法務大臣いかがでしょう。

○速達(健)政府委員 まず、会計監査の受託をいたしました公認会計士なりが会社に使用される労働者であるか、その受ける報酬が賃金であるかどうかという点についてお答えを申し上げますと、先生がただいまおっしゃいましたように、基準法の十一条では「賃金」とは、名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うものである、そうなっております。九条では「労働者」というのは、この基準法の八条に掲げる「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」こうなっております。賃金」といふのは使用、点からいたしまして「賃金」といふのは使用、従属関係のもとにある労働者がその提供した労働の対価として支払われるもの、こういうことになるわけでございます。

問題の公認会計士の場合には、その業務が使用者の、ここで言いますと会社と使用、従属関係のもとにおいてなされる業務であるかどうかということになりますと、公認会計士は会計監査という業務を委託されました独立した立場でございますので、したがって指揮監督を受けてやるというたてまえのものではないと存じます。したがって、そこにおいて受ける報酬は、使用、従属関係のもとで提供した労働の対価というものではございませんので、基準法十一条にいう「賃金」とはいえないのではないかと、かように考えるわけでございます。

○田中(武)委員 ちよつと訂正します。先ほどぼくが言うておいたのは、選任の件については労組法五条二項七号ですから。

○森山説明員 労働組合の結成後の外部監査につきましては、先生がいまおっしゃいましたように労働組合法五条二項七号におきまして、「すべての財源及び使途」等に関する「会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表」ということが規定されております。このような規定は、組合の財政が労働組合の存立の根本であるというところから、公正な運用を期するために設けられているわけでございます。会計監査人の資格というものは、労組法上必ずしも組合大会で決議をするというところが必要と考えられておりませんで、いまの手続が組合員の総意を反映するものであればよいというふうな考えられております。実際上は、組合の規約の例を見ますと、会計監査人の委嘱は、組合大会において行なうものもございしますが、そのほかに中央委員会等の機関において行なっているものも多くあるようございまして、いろいろのやり方をとっているようでございます。

○田中(武)委員 法務大臣の答弁の前に、私の言っているのは、森山さん、五条二項七号の解釈の問題でなくて、むしろ労働組合の外部監査の問題についても、組合役員とか執行部とかでなく

ことで、先ほど田中委員のほうからも今度の商法改正はまさに大企業優先の改正ではないかという質問に対して、法務大臣は、いや、そんなことはないと言われましたけれども、これから法的には、あるいはいろいろな事実をあげて私は質問したいと思っておりますが、そういう問題あるいは監査役強化の問題あるいは会計監査人の独立性の問題。それから、今度は資本金を五億円、一億円という線引きをしたわけでありまして、これも、これがはたして現状の経済に合っているかどうか。それから、現在会計人として公認会計士及び税理士、二つの制度があるわけでありまして、これも、この二つの制度が今度の商法改正によって一体どう影響をこうむるか、あるいは子会社の監査ができるということが、いわゆる子会社の法人格というものについてどうなることになるのかといったようなものを、およそ六点について質問したいわけでありまして、時間もかかりますので、私はまず、いわゆる今度の商法改正について税理士会及び公認会計士協会でもさまざまな意見があるわけでありまして、これは、私の頭の中では、将来こういった問題はなくなると思っておりますけれども、双方とも発展をさせておけるわけでありまして、

○白鳥説明員 公認会計士は、これは企業の立場ではございまして、公正、中正なる立場から、企業の行なった経理が適正かどうかというものを判断するために、職業会計人として十分な能力、知識を持った者が選ばれるわけでございます。

○佐藤(観)委員 公認会計士の制度そのものは第三者監査でございますから、いま課長からお話がありましたように、中正にして、しかも社会的に、現状の場合には上場会社でありますから証取監査であります。投資家にその企業の内容がはつきりわかるような監査をしてもらわなければ困るわけでありまして、そういう社会的責任を持つた立場が私は公認会計士だと思っております。

それから税理士でありますけれども、これは大蔵省の主税局総務課が法的な問題については管轄をしておると思っておりますが、現在税理士の立場というものは一体税務署の税務代行なのか、あるいは納税者の税務代行なのか、はたしてどっちの立場なのか、これはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○山内説明員 税理士法の第一条に規定しておりますとおり、中正な立場において納税義務を適正に実現するというのが税理士の職責ということに相なっております。

○佐藤(観)委員 私はいまの税理士法はきわめておかしいと思っております。中正な立場と言われましても、中身は納税者の納税の業務代行が私は現在の税理士のやっている内容だと思っております。中正ということは、税務署の側でもない、納税者の側でもないということですね。

○山内説明員 御承知のとおり、税理士というのは一定の範囲におきます業務について法律でもって特に独占的な地位を与え、これに対応する公共的な責務を負わせているというものでございまして、したがって、そういういわば公的な立場に立つ税理士の地位というものは完全に納税者に密着をするという立場でないことは本来当然で

ございまして。単純な私法上の委任をするというものは、委任を受けてその人のかわりをするというふうなものとは、そういう意味では基本的に違うわけでございます。そういう観点からは、先ほど申しました中正な立場という規定が置かれておるものであるというふうに思っております。

○佐藤(観)委員 法的に社会的な立場がある、それは私は当然だと思っております。社会的業務でありますから、社会的立場があるのは当然であると思っております。ただ私が伺いたいのは、税理士というものが納税者の立場に立つて業務を行なうのか、税務署の業務代行をするのか。もちろん税法があることですから、税法にのっとって業務をやするのは当然のことです。当然でありますけれども、そこにはいろいろな法律上の解釈あるいは実務納税の際に分類においても解釈の相違があるわけですね。それをするときに、法律あるいはその下の政令、省令で定められている以外で税理士の判断が要求されるときには、私は税理士というものは納税者の立場に立つて、つまり国に税金を納める業務代行をする、あるいは立場でいうならば弁護士の業務をする、これが本来私は税理士の職務、仕事だと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○山内説明員 先ほど申しましたような法的な立場と申しますのは、税理士というものは完全にその委嘱者の立場と全く重複をした地位にあるのではないということと申し上げた次第でございます。御指摘のとおり、税法あるいは租税義務といいますが、これはいかなる法律に基づいて客観的にないしは抽象的に定まっておりますものでございまして、それを法律、政令その他の諸規則を適用して具体的にどういうふうになるかというところを、客観的かつ正当に把握するのは、場合によりましては、そういうことに習熟しておられない一般の納税者について必ずしも常に確実にできるということではございませんので、そういった者にかわって税務会計専門家としての見識のある判断に基づいて適正な判断を加えていく、

ないしは適正な所得額の判定を加えていくというのが本来の税理士の主たる職責であらうと考えている次第でありまして、そういう意味で納税者といいますが、委嘱者の立場と完全にダブるものでないことも同時に、役所の代行というものでないことももちろんでございます。

○佐藤(観)委員 いまの御答弁の最後の部分であります。役所の完全な代行ではないかもしれないけれども、若干なりともそういう税務署の職責というのか、仕事というのか、そういうものを若干なりとも代行するといった部分もあるということですか。

○山内説明員 税務職員としての立場と申しますのも、申すまでもなく、税法その他に定められた規定に従って正当な所得を把握をするというところにあるわけでございます。そういう意味で税務署の立場が右とか左とかに振れておるということとは、もともとないわけではございますが、そういう意味では、税理士もそのみずからの租税専門家としての立場、見識のある判断に基づいて行なえば、本来的にはそこはそう乖離をするものではないと考えますけれども、しかしながら、ものごとの非常に千差万別の社会現象に対して税法なり法律なり政令なりをいかに当てはめていくかという点につきましましては、必ずしも百人が百人完全に同じであるというふうな場合であるとは限らないわけでございます。そういう場合に、税務職員は税務職員として、法の命ずるところに従って判断を加えますし、税理士は税理士として、みずからの本来持つております税務会計専門家としての見識、これに従って判断を加えるということでございます。

○佐藤(観)委員 ですから私は、いまの税理士法の立場でいえば非常におかしなことになる。われわれはいまの税理士法の第一条ですかについて、たいへん疑問を持っているわけですね。それで、いま言ったように、税務署としては、こういった課税をする。ところが、それが必ずしも納税者にとって、しかも法解釈がいろいろある段階

においては、必ずしも税務署の意見だけが正しいわけではないわけですから、そこで、納税者の立場に立つて、いやそうではない、これはこういう考え方もあるしあるいはこれはこういうふうに区分すべきではないか。千差万別あるいろいろな項目について、税務の詳しくない納税者にかわって税務の事務代行をしてくれるのが、私は税理士だと思ふのです。そのために納税者は税理士に顧問料なりあるいはその代りの報酬というものを払うわけですね。ですから、私は、税理士の立場というものは、本来、納税者の立場に立つた業務でなければいかぬ、こう思うわけでありまして、その意味では、現在の税理士法というのはきわめておかしいんです。私は、検事、裁判所、弁護士、これにたとえれば、税務署を税務というものは、これは若干問題があると思ふますが、しかし税理士は私は弁護士と役目であり、そしてそれでも不服があるときは、国税不服審判所という裁判所があるわけでありまして、そういう意味では、公認会計士と税理士の立場というものは、公認会計士は法律で定められた社会的責任、これはディスクロージャー、つまり大衆投資家を保護するための社会的に義務づけられた、法的に義務づけられたそういう先ほど言ったような中立な立場、社会的な任務が負わされておりますけれども、税理士の場合には、これは税法がよくわからない納税者にかわって税務署と折衝し、そして正しい申告が行なわれる、これが私は税理士の本来の仕事である。そこで、私たちは税理士法の改正を長いこと言っているわけでありまして、そう考へるべきだと思ふのでありますけれども、いつまでたってもこれは平行線でありまして、再度この問題について御答弁願つて、先に行きたいと思ふのです。

り、委員者の言ひなりということではなくて、税法に定められておる客観的な判断基準に基づいてみずからの意見のある判断を行なうという意味で、「中正」ということが用いられているといふふうに私は考へております。

○佐藤(親)委員 納税者の言ひなりといっても、法を曲げたり政令を曲げたり省令を曲げたりするわけにはいかぬわけですね。もちろんその範囲内のことでありますけれども、しかし、それでもいろいろ判断のしかたがある。そのときに、どの立場に立つかというものは、私は「中正」ではないと思ふのです。税理士というものは、最後の段階に立つたら、やはりこれは納税者側の立場に立つ。なぜならば、納税者からそのための顧問料なり報酬なりというものをもらっているわけであつて、税務署が税理士にお金を払っているわけじゃないですから、その最終段階、もちろん法のたてまへのワケの中、法令、政令、省令、そのほか通達、それ以外でなおかつ判断に幅があるときに、私は最終的には税理士というものは納税者の立場に立つんである、こう思つてゐるわけでありまして、これは税理士法の改正をしなればいけませんし、この論議ばかりやつていても尽きませんので、先に進みますけれども、私はそう考へてゐるわけでありまして、したがつて、公認会計士と税理士とが、同じ人が同じ業務を両方兼ねるのはこれはおかしいということ、以下いろいろのことについて質問をしたいわけでありまして。

○川島政府委員 お尋ねに關係のあります点は、今回の特例法案の第四条であらうと思ふます。これは「会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬ」という規定と、第二項にその会計監査人となる場合についての欠格事由が記載してございまして、一、二、三とございまして、この中には、ただいま問題にしておられます税務關係の仕事との關係は特にあげられておりません。

○山内説明員 御説のとおり、税務代行を行なうという意味では、税理士が納税者あるいは委託者の税務代理をするという点は間違いないことであるが、ただその場合に、税理士として判断すべき立場としては、これは完全に納税者の言ひな

○佐藤(親)委員 納税者の言ひなりといつても、法を曲げたり政令を曲げたり省令を曲げたりするわけにはいかぬわけですね。もちろんその範囲内のことでありますけれども、しかし、それでもいろいろ判断のしかたがある。そのときに、どの立場に立つかというものは、私は「中正」ではないと思ふのです。税理士というものは、最後の段階に立つたら、やはりこれは納税者側の立場に立つ。なぜならば、納税者からそのための顧問料なり報酬なりというものをもらっているわけであつて、税務署が税理士にお金を払っているわけじゃないですから、その最終段階、もちろん法のたてまへのワケの中、法令、政令、省令、そのほか通達、それ以外でなおかつ判断に幅があるときに、私は最終的には税理士というものは納税者の立場に立つんである、こう思つてゐるわけでありまして、これは税理士法の改正をしなればいけませんし、この論議ばかりやつていても尽きませんので、先に進みますけれども、私はそう考へてゐるわけでありまして、したがつて、公認会計士と税理士とが、同じ人が同じ業務を両方兼ねるのはこれはおかしいということ、以下いろいろのことについて質問をしたいわけでありまして。

○川島政府委員 お尋ねに關係のあります点は、今回の特例法案の第四条であらうと思ふます。これは「会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬ」という規定と、第二項にその会計監査人となる場合についての欠格事由が記載してございまして、一、二、三とございまして、この中には、ただいま問題にしておられます税務關係の仕事との關係は特にあげられておりません。

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

○白鳥説明員 その次に、あとでまた若干証取法とも關係をしてまいりますけれども、公認会計

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

○白鳥説明員 その次に、あとでまた若干証取法とも關係をしてまいりますけれども、公認会計

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

○白鳥説明員 その次に、あとでまた若干証取法とも關係をしてまいりますけれども、公認会計

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

○白鳥説明員 その次に、あとでまた若干証取法とも關係をしてまいりますけれども、公認会計

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

○白鳥説明員 その次に、あとでまた若干証取法とも關係をしてまいりますけれども、公認会計

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

○白鳥説明員 その次に、あとでまた若干証取法とも關係をしてまいりますけれども、公認会計

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

○白鳥説明員 その次に、あとでまた若干証取法とも關係をしてまいりますけれども、公認会計

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

○白鳥説明員 その次に、あとでまた若干証取法とも關係をしてまいりますけれども、公認会計

○佐藤(親)委員 非常に大事な問題で確認をしておきますと、「公認会計士の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている」ということは、税務代行をやっている場合も当然含まれるという解釈でよろしいですね。

士法であります。これは第三十四条の十一だと思ひますが、ここではどういふふうになつてゐるのか。

○白鳥説明員 ちよつと番号をお間違へになつてゐるのぢやないかと思ひますが、公認会計士個人としての業務制限の規定は公認会計士法の二十四条でございます。

それからあわせて申し上げますと、監査法人につきましてもおつしやいました公認会計士法の三十四条の十一に業務制限の規定がございまして、それを受けて監査法人に関する省令の第五条にさらに具体的な規定がございまして、

○佐藤(観)委員 ちよつと私も先を急ぎましたけれども、公認会計士法の今度は二十四条の第一項の第二号が文章的には二つに分けられてゐるわけですね。よくよく読んでみますと、どこが違ふかというところ、後段の部分、現在の法律には、「過去一年以内に著しい利害関係を有した会社」ということになつてゐるわけでありまして、今度の改正の分には、その「過去一年以内」ということが消えてしまつてゐる、こういうふうな解釈してよろしいですね。

○白鳥説明員 おつしやるとおり、「過去一年以内」ということは消えております。現在の公認会計士法におきましては、先ほど先生ちよつとおつしやいましたように下に政令の規定がございせん。公認会計士法施行令というのにはございせんけれども、その中に利害関係についての細目規定がございせん。したがひまして、この二十四条の第一項の第二号ですべてをカバーできる包括的な規定になつてゐるわけでございます。したがひまして、過去一年以内にその会社の使用人であつた場合あるいはその会社と間に著しい利害関係を有してゐた場合、その著しい利害関係といふことで包括的に規定したまはになつております。したがひまして、そこでは「過去一年以内」といふことを明確に規定してゐるわけでございます。今回の改正公認会計士法では、この著しい利害関係につきましても細目を政令に委任する規定を

置いてございまして、その委任された政令の中で、項目によつては一年以内というより期間の定めをする、また項目によつてはさういふものはない、現在だけを縛ればよいというより使い分けをする必要のある項目がいろいろあると思ひます。さういふわけで、上部規定である公認会計士法のほうには「過去一年以内」という規定を置かずに、政令のほうでもものによつて一年以内というより縛りをかけたり、現状だけを縛るといふように使い分ける、こういう予定になつております。

○佐藤(観)委員 その説明はわかつたわけですが、まだこの公認会計士法の改正の政令といふのはできてゐないわけですね。それと特別の利害関係といふのは、いわゆる証取法にいうところの公認会計士が監査をしてゐる会社に対しては税務代行を行なつてはならない、これは逆を言へば、税務代行を行なつてゐる会社に対しては公認会計士が監査をしてはならないという項目は入るのですか、入らないのですか。

○白鳥説明員 現在の証取法及び公認会計士法の関連を申し上げますと、現在は証券取引法においては、先ほど先生からお話がございました財務諸表の監査証明に関する省令の第二項におきまして、「法第九十三條の二第二項に規定する公認会計士の特別の利害関係とは、次の各号の一に該当する場合における関係をいう」といふふうな規定しておりますが、この証取法第九十三條の二の中にはさういふふうな規定がございまして、財務諸表については、「その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならぬ」として、その第二項に、特別の利害関係とは、「公認会計士法第二十四條若しくは第三十四條の十一第一項に規定する関係」、先ほど申し上げました公認会計士法の規定でございます。この規定にある関係及びそのほかのいろいろな関係で省令にゆだねた関係、さういふ両方があるという形になつております。そこでいま申し上げました財務諸表の監査証明に関する省令の中で、公認会計

士法でカバーされてゐない内容については、さらに上積みして規定してゐるという形になつてゐるわけでございます。そこで改正法におきましては、この証取関係だけで規定をカバーするということにはしないで、一般法である公認会計士法の下に政令をつくりまして、そこでこの証取法で、現在財務諸表の監査証明に関する省令で詳しく規定してゐると同じような利害関係を政令の中に盛り込む、さういふ予定で現在作業を進めてゐるのでございます。

○佐藤(観)委員 確認をしておきますが、証取法の百九十三條を補完するといふ意味でいわゆる財務諸表の監査証明に関する省令といふのが、さういふことで、全部で十あるわけですが、さういふ方々は特別の利害関係があるから、公認会計士でも公認会計士の業務を行なつてはならないわけですね。その中の第五号で、税務代行を行なつてゐる者についてはだめだといふ項目になつてゐるわけですね。証取法でさういふふうになつてゐる、公認会計士法の今度の改正案の二十四條の政令といふのもおそろしく同じような内容が入るのぢやないかと思ひます。さういふことが私は法律として優位に立つのですか、そこはさういふ関係になるのですか。

○白鳥説明員 現在の縛り方は確かに公認会計士法と証取法と二重のワケがかけられておりました、非常に統一性がないと申しますか、さういふ面があるかと思ひます。しかしながら今回改正します場合には、この証取法だけのカバーでは十分ではない。特に商法監査が入つてまいりますので、さういふものについても同じような利害関係の規制をかぶせる必要があるのではなからうか、さういふことでこの証取法という特定分野だけの法律の体系の中に置くのは適當ではないといふことで、一般法である公認会計士法、公認会計士法全般についての規制をする法律の中の下部規定である政令に全部持つてゐるわけでございます。内容は

まおつしやいましたように財務諸表の監査証明に関する省令と同じような内容のものであります。

○佐藤(観)委員 さうしますと、結局は証取法の省令の第二條、この項目がそのまま公認会計士法の政令になつてゐないかぬのですか。先ほどお話をあつたように過去一年以内であるという項目は、過去一年以内著しい利害関係があつた者といふのがすべての場合にかかるのか、二親等以上はどうか、以内はどうか。さういふ過去一年以内云々といふことは別にしても、内容的には財務諸表の監査証明に関する省令の一から十までの禁止項目以上に公認会計士法の改正では政令の中に含まれるのですか、内容的には。

○白鳥説明員 現在作業中でございますが、最終的には固まつてゐるわけではございませんけれども、一応の考え方としておつしやるとおり現在の監査証明省令で規定してゐる利害関係、これはそのまま公認会計士法の政令の中に打ち込む。ただ表現のしかたあるいは整理のしかた、さういふ面でも多少の手直しはございましてけれども、実質的にはこの内容と同じようなものを盛り込む、さういふ考え方で作業を進めております。

○佐藤(観)委員 さうすると確認をしておきますと、この公認会計士法の第二十四條の第二項においていふ証取法の省令にいうところの、それはあまり正確な言い方じゃないかもしれせんが、証取法の第九十三條の二を受けてゐるところの財務諸表の監査証明に関する省令、この第二條第五号の内容、つまり私が先ほど確認をいたしましたように、公認会計士が税務行政をやつてゐる会社に対しては公認会計士は公認会計士本来の仕事はできないといふ項目が入るということに確認をしてよろしいのですか。

○白鳥説明員 おつしやるとおりでございます。

○佐藤(観)委員 その次に公認会計士法の三十四條の十一、つまり今度は監査法人の部分に移るわけでありまして、その第二項の後段に監査法人の行なう第二條第一項の業務の公正を確保

するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして省令で定めるものというのはいくつかあるものですか。

○白鳥説明員 現在の監査法人に関する業務制限の規定のしかたは現行法ではやはり同じような書き方をしていますが、まあ多少表現の違いがございませうけれども、業務の公正を確保するため必要と認めるもので大蔵省令で定めるものということでは、先ほど先生ちよつとお触れになりましたが、監査法人に関する省令、その省令の中で下部規定を置いておるわけでございます。しかし今度の改正におきましてはこれも個人の都合と同じような趣旨で、公認会計士法施行令の中に監査法人についての業務の制限の具体的な内容、これも現在の証取法の系列であります財務諸表の監査証明に関する省令で規定している監査法人の業務制限の内容と大体同様のものを盛り込むというところで作業を進めておるところでございませう。

○佐藤(観)委員 そうしますと、その省令は従来昭和四十一年八月十二日に出た大蔵省令、監査法人に関する省令第五条の三から三までありますが、いわゆる監査法人に関する省令ですね。監査法人が業務を制限される利害関係「これがあつたわけでありませうが、この内容が——この内容だけじゃありませんが、政令としてそのまゝ一段省令から上がつてくる政令、おそらく政令の場合には省令だけじゃなくとも政令、上がつてくるというふうな解釈してよろしいですか。

○白鳥説明員 これにつきましても実は先ほど御批判もございましたけれども、監査法人に関する省令と並行して財務諸表の監査証明に関する省令がございまして、これが第二条の二項にやはり一から十まで各号の制限の規定がございまして、この規定と多少ダブつております。特にこの監査法人に関する省令の中で触れておりませんこと、重要なことは、たとえば監査法人の構成員である社員が業務の制限に触れるようなものややつておる場合には、その社員は直接その対象である法人の監査に関与することはできない、こういう項目が別に入つております。これが一つ監査法人の省令上よりも別に加わつておると申しますか、こういう関係になつておる。したがって今後直す場合には、そういうものも含めて財務諸表の監査証明に関する省令で規定している一から十号までの細目、大体これを見込んだような内容の政令という予定で作業をいたしておる。

○佐藤(観)委員 それでは問題になる部分については、内容的には監査法人に関する省令というのには生きてくるわけでありませう。それで特に問題になつておるのがこの第五条の二「監査法人が、会社その他の者から無償若しくは通常の取引価格より低い対価で事務所又は資金の提供を受ける等経済上の特別の利益の供与を受ける場合」というのがあつたわけでありませうが、これは監査をする公認会計士が被監査会社の税務を行なつておる場合には、通常の取引価格より低い対価で資金の提供を受けておる等経済上の特別の利益供与を受けておるということに入るのか入らないのか、これをどういうふうな解釈されておるのか。

○白鳥説明員 この監査法人の省令の五条の二は、監査法人が法人として受けておる利益ということでございます。監査法人が法人として税理士業務をするということは公認会計士法で禁止されておる。監査法人は監査業務しかできませんので、その関係は第五条の二からは読めないうわけでありませう。むしろ個人の監査法人の個々の構成員である社員が税理士業務を行なつておる場合の規制の関係をしましては、監査法人省令でいふ第三条「社員の半数以上の者が、三々、この規定がございまして、これのほうで読むということになるかと存じます。

○佐藤(観)委員 それからきかめてややこしいのですが、そうしますと、被監査会社について監査証明の業務に關与してゐるいわゆる関与社員ですね、関与してゐる公認会計士、これももちろん税務行政はできませんね。それはいいですね。

それじゃ監査法人がたとへば二十人いるとして、十人がAならA社に監査証明のために行く。残り十人いるわけですね。その残り十人の人のうちの十人がA社の税務業務をやる。これは禁止してある事項はないですね。確認してください。これは大事なことです。

○白鳥説明員 監査法人のうちの一人、それが直接監査に携わらないという場合には、その一人が税務業務に携わつておる、つまり、著しい継続的な報酬を受けておるということ、業務制限規定にひかかる場合でありませう。それだけでは監査法人の業務制限の事由にはなりません。ただ、そのほかに、ほかの社員が、関与会社の社員であるとかあるいは債権債務を持つておるとか、いろいろ業務制限事項がございませうが、そういう事項にひつかつておる場合に、それを全部ひくつて、ただいまの設例で申しますと、十人以上になつておることになります。そこで、監査法人自体としてこの会社の業務ができないということになつてくるわけでございます。

○佐藤(観)委員 もちろん欠格事項がある部分についてははだめですが、そういう事項が全然ない監査法人がある人は監査をする、その残りの人はその会社の税務業務をやる、これは法的には何ら現在規制はされてないということですね。

○白鳥説明員 おつしやるとおりでございます。

○佐藤(観)委員 そこで、いわゆる公認会計士協会と税理士会がこのあたりで接触するといふ問題が起るわけですね。現在の場合には、おそらく五億以上あるいは上場会社の税務を税理士の方がやつていらつしやるといふのはきかめて少ないとは思ふのでありますが、社会的要求に沿つて、五億が一億になるというふうになつてくると、これは大蔵委員会でもよくいつておるに、大蔵省としては公認会計士一人よりも監査法人をというのの方針でありませうから、諸外国の例を見てもそのとおりでありますし、公認会計士はおそらくだんだん監査法人ということになると思ふのです。そうすると、アメリカのように何百人とか

かえるということになると、監査法人の中のある者は監査をや、別のある者は税務業務をやるというところで、どんどんどんどん税務業務が監査法人に取られていつてしまふんではないかという問題が起つてくる可能性があるわけですね。この点について、いかがお考えですか。

○白鳥説明員 現在の税理士が、商法改正によつて公認会計士の監査の対象がふえることによつて、職場を奪われるのではないかと、こつたやうな御心配があるというところは私もかねがね何つておりました。ただ、ただいま先生のおつしやいましたように、五億以上の会社といふことで、数も非常に限られておる。将来の話といふことでございませうけれども、かりに監査法人が、今度の商法の改正によつて、五億以上の従来監査を受けていた会社を監査を新たに始めることになるといたしまして、その監査法人が、いままでその会社で税務業務をやつておる税理士を、自分の監査法人の傘下の、直接監査に關与しないほかの社員に税理士業務をやらせるといふような形で追いつくといふようなことは万々あるまい、こつたやうに考へておる。こつたやうな監査法人の場合には、いま言つたやうな御懸念がございとおもいますが、個人が五億以上の会社を監査するといふことになりませうと、たまたま公認会計士の資格もあり、税理士の資格もある会計士がその会社ですでに税理士業務をやつていた、それが今度新たに監査業務をやらなければならなくなつたという場合には税理士業務を手放さなければならなくなるわけがございませうから、こつたやうな意味ではかつて税理士の職域が広がるという面もあるのではないかと、こつたやうに考へます。

○佐藤(観)委員 これは大臣にお伺いをしておきたいわけでありませうが、きかめて大きな問題なわけでありませう。こつたやうな、税理士は、日本の税務行政の大きな柱の一本である自主申告制度、これについて戦後今日まで一貫して尽くしてきたわけでありませう。その意味では、税理士会として今後なお一そう発展をしていつてもらわなければ

ばならぬと思ひのですね。それと同時に、先ほど田中委員からたびたびお話がありましたように、定款を逸脱するような行為が行なわれている、こういったようなことを考へて、社会的責任の大きな会社に対して公認会計士が社会的責任をもつてきちつと監視をする、これは非常に大事なことだと思ひのですね。これは私見でありませうけれども、公認会計士というのは協会としてもつとつと発展をしなければいけません。そのためには、弁護士司法修習所のようなものを大蔵省につくつて、それだけ質を高め、量も多くして、企業の社会的責任を監視してもらわなければいけません。ただ、監視の中心はこれから申し上げますけれども、いろいろ問題があるのです。中身が全くルーズな方向に行きますと——これはこれから企業会計原則の変更の問題でお伺ひをし、田中法相が、いや今度のは大企業優先じゃないと言ひけれども、実態的にそうなるというところを証明申し上げますが、とにかく私は、そういう意味では税理士も公認会計士もおのの分野で発展をせよというところを望んでいるわけですね。

その際に問題になっておるのは、私が先ほどごまかく御質問申し上げましたように、これからだんだん公認会計士というのは、公認会計士個人というよりも監査法人という形で複数になっていく傾向にあるわけですね。これはわれわれも認めるし、またそうすべきであらう。公認会計士のいろいろな社会的地位、法的地位という問題がありますけれども、監査法人という形でいくべきであらう。これはわかるわけでありませう。ところが、いま問題になっておるうちに、同じ監査法人の中に属している人で、Aは監査をやる、Bはその会社の税務業務が法的にできる、これでは税理士の方々の職域が侵される危険性があるのではないだろうか。しかも今度は、いろいろな経緯がありまして一応五億で切りました。五億で切りましたけれども、社会的要求ということになれば、一億でもあるいは三億でも、やれ倒産だという場合には非常に大きな影響力があるわけですね。そういうい

た意味では、今後の動きによつてはこの五億を三億なり一億に下げろということはある得ることだと思ひのですね。その辺からいいますと、いま税務業務もできることになっておりますから、税理士の本来の仕事である税理士業務というものが侵される危険性があるのではないかと。戦後營々として続いてきた自主申告制度という税務行政の大きな柱、これも大きな危機に瀕するだらうし、その辺のところを十分考へる必要があるんじゃないかと思ひのですね。きつめて次元の高い大きな問題だと私は思ひのですね。商法改正を出された法務大臣としては、この問題についてどういふふうに考へていらっしゃるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○田中(伊)國務大臣 現在わが国の公認会計士の諸君は、先生御存じのとおり、四千七百前後おいでになります。それから税理士のほうには二万五千前後、潜在資格を持つている人を入れますと、もつと多くなりませうが、表面に出ておる人は大体二万四、五千、大ざっぱに申しましてそういう情勢でございます。これは今度の商法改正をめぐりまして申し上げますと、御承知のとおりに五億以上の計算書類について監査をいたします場合だけ公認会計士に限る、こういうことになっております。それ以外の業務について、税理士がこれに関与をせられるというところは従来とは少しも変わりはないわけですね。五億以上の会社と申しますと、大体わが国に百一十内外の株式会社がございますが、百一十内外で大体五億以上と申しますと、二千七百社くらいのものでございませう。これだけのものについて会社の取締役会をつくりまして、会社の監査役の過半数の同意を受けて、そうしてその上でその計算書類を公認会計士に監査をしてもらうというところになるのですが、その業務だけでございませう。それ以外の業務については何ら今日までと変わるところがないということでございます。私のお観測では、今度の商法改正をめぐりましては、税理士の諸君に業務を縮小せしめるといふ意味で不利益を与えるようなことはな

いということを確認しておるのでございませう。

それから、先生仰せのごとくに両方とも大事な仕事をしたいので、社会性と申しますか中立性と申しますか、これは先生おっしゃるとおり公認会計士も報酬は企業から受ける、税理士も報酬は個人から受けるのでございませう。受けるのでございませうが、その仕事をやる態度といふことは職務執行の態度というのにつきましては、中正な態度でやつてもらわなければいけないということでは弁護士の場合と同様でございませう。そういうことでございませうので、報酬は依頼者から受けるのでありますけれども、しかしながら、これは中正な立場であくまでも仕事をしたいということになりますので、そういう意味から申しますと、一定の講習制度というか修習制度というものを設けて、そして一応この制度を通して見識のある公認会計士並びに税理士をつくらうという構想、お考えになっております構想はまことに反対のなきない、理屈のあるものであらうと思ひますが、何ぶん私は法務省の立場におりまして、これはいづれも両制度とも大蔵省の所管としておやりになることで、あんまり容喙したような形で、所見は進んで積極的に申し上げかねるのでございませう。先生のお説を承つておくことはたいへん賛成である、こういう気持ちで承つておるのでございませう。

○横山委員 関連して。

大臣、一番最後のところがやはり気になったんだけれども、佐藤君がずっと積み上げていった問題の焦点を意識せずに、一般論で答へておられるのは意外だったんです。佐藤代議士は、要するに個人の公認会計士は税務と監査とが両立しない、これが法のたてまえである。そこを確認をして、今度監査法人に移つて、監査法人は監査をする。しかしながら監査法人の中のA公認会計士は監査し、B公認会計士は税務をやつてもいいという説明に對して、それで政治論になつて、それではいかぬじゃないか、ここところが商法の一つのポイントなんだ、どうだ大臣、どう考へるかということろへ結びつけていったのですよ。だから私もよく積み上げて議論を展開して、そこが私も野党がこの商法に関する問題のポイントの幾つかある一つですと、その一つであることを大臣は十分意識して答へてくださいますと、こう言つておられる。それに対してきつめて一般論で、しかも意外なことに、まあこれは大蔵省の問題で、わしのほうはそう、まあなんということとは、主管大臣としてたいへん無責任なことなんです。私は、きつとあなたが本件について大蔵省の意見を聞かなければ答へできないという意味が心理にあるならばいいですよ、きつと答へがそういう答へでもよろしい。だけれども、商法審査の中で、幾つかのポイントの中のこれが一つであるというところだけはよく頭の中に入れていただいて、そして大蔵大臣と御相談なさるならなさるようにしておいていただきたい、こういうわけですね。

○田中(伊)國務大臣 ごもつともです。これは大事な点であると思ひますので、ちよつと私のほうの民事局長から一応その点についてこまかい答へをさせまして、私の意見を申し上げます。

○横山委員 答へはいいですよ。法律の解釈はわかつたというのです、提案されている内容はわかつたというのです。けれども、こちら側から、これが商法審査の一つのポイントですと申すといふのですから、民事局長がいま答へするなんて何もなりはせぬ。政治的な判断をひとつ求める、これが商法通過のための、通過といふか法案審査のポイントの一つである。——通過というのは早過ぎたな。(笑) わかつたね。

○田中(伊)國務大臣 ごもつともですが、非常にこれは大事なことに思ひのですね、ちよつと一口だけ。

○川島政府委員 まあ論点は横山先生がたいま仰せいただいたような点であらうと思ひます。監査法人が監査業務を行なう同じ法人に對して、その監査法人に属する公認会計士が税務を行なうというのはどうかという問題でございませうが、法律

的にきわめて形式的な答えをいたしますと、これは立場が違つてお答えをいたします。監査法人と個々の公認会計士とは別ものでございませう。したがって、その関係をどういふふうに見るかということが一つあるわけでございまして、個人の場合監査業務と税理業務と両立しないというの、必ずしも同じ論法では議論できない問題であらうと思ひます。ただ先ほど来いろいろございませうに公認会計士にいたしましたもまた税理士にいたしましたも、これは非常に公共性の強い職業でございまして、そのために特別法も設けられておりますし、また大蔵省の指導も受けるという運営がなされておるわけでございませうので、実際問題として御指摘になりますような心配の点が現実として出てくるかということになりますと、これは大蔵省が言っておられますようにそこまで心配する必要はないんじゃないか、こういうふうに私も思ひます。

○佐藤(親)委員 最後に、最後にというのは総務課長も急いでいるようですから主税局にお伺いしますけれども、まあ田中法務大臣に御質問したところと同じことになるわけでありませうが、確かに現在の時点で、五億以上の被監査会社ですね、いわゆる証取監査、商法監査、両方受ける会社で税理士が入っているところは何かあるかということになると、たしか私どもの数字がどこかにあつたんだが、ちよつと書類が多いので見当たりませんが、現状では正直言つてそんなに多くないのです。しかし今後考へていただかなければならないのは、これは法務大臣にも聞いておいていただかなければいけないのは、これから監査の対象になる会社ですね。これはだんだん公認会計士というものが監査法人になつていくと、Aという監査法人に頼めば監査もそこでやつてもらう。そして税務業務も、まあ、あなたのところの監査法人、どなたか監査証明をしてない人によつてくださいよということになるのか、これはやはり通例として考えられることだと思ふのです。しかも、もう一つ今度は、昔はこれは一億円以上にしようじゃないか

という話だつたわけですね。ところが今度は、いろいろなことがあつて五億ということにした。これは私は社会的責任ということからいへば、私の考えからいへば、監査というものはもっと強めなければいけないと思つております。だから、先ほど私見を申し上げたわけですが、さういふ面からいくと、今後五億が十億、十五億になつていくというよりも、私はむしろ会社が行なう社会的責任の大きさをいふことを考へていけば、むしろこの五億は下がる方向にあるのではないかと、さういふ二点の方向から考へて、税理士というものがやはり公認会計士に職域を荒らされることになるのではないだろうかということを心配しているわけでありませう。

そこで、担当である主税局としては、このことについてどういふふうにお考へになつておるかお伺いしたいわけでありませう。——主税局急ぐのでしよう。

○山内説明員 もともと税理士業務と公認会計士の調整と申しますか、接点というところは、税理士法の中でもいわれる通知公認会計士制度という形で調整がはかられておるのでございませう。いま御指摘のような問題につきましましては、これは将来の問題と存じますが、その観点から、どのような事情の変化が今後あるかということとは必ずしもいまの段階で十分言ふことは困難でございませうけれども、私も私どもといたしましては、いま申し上げましたような通知公認会計士の制度そのものが、税理士制度全般の中における地位として今後どういふふうな形で推し進めてまいるのがよろしいか、その点につきましては長期的な課題として検討をしまつてまいらうと思ひます。

○佐藤(親)委員 わかつたようなわからぬようなことを言うけれども、まあ大蔵省の担当の主税局総務課としては影響ないだろうという判断だといふふうに向つてよろしいですか。

○山内説明員 こういうことを申し上げてお答えになるかどうかよくわからぬのでございませうけれども、税理士法の立場から申しますと、いまおつ

しゃつたような、具体的な事実上の二つの職域の間の利害の調整というところまでは及びがたいといふふうにお考へておる次第でございませう。

○佐藤(親)委員 それはさうです。法律上はそれはさうだけれども、少なくともあなたのところは税理士業務というものを正しいう方向に発展させる、あるいは、たとへば悪いものだったら行政措置をするという責任があるわけだ。それで私は、税務業務というものは、税理士が将来一手に引き受ける制度でなければいけないし、公認会計士は、私は報酬の取り方にしても、これは私見ですが、私見ですが、公認会計士協会として被監査会社からもらひ、そして職域は監査だけに限るべきだ。そのかわり、当然これは今後銀行も入つてくるし、保険会社も入つてくるし、いろいろこれから、年度が違ひますけれども、入つてくるわけですから、広がるわけですね。さらに、いま五億でいいといつておられるけれども、これが三億にならなければいけません。さういふ意味で、監査専門家が公認会計士になつてもいい。それだけ社会的な権威というか地位というか、法的に与えるべきだろう。また、司法修習所に見合うようなものを、何か国として公認会計士の育成のために質を向上させるために必要であらう、こう思ふわけですよ。さういふ意味で、私が先ほど特別利害関係を質問したのは、何も税理士会の立場だけに立つて話をしているわけじゃないのです。

そこで、現状、この法律ができた場合に、先ほど私が伺ひしたように、監査法人がだんだんふえていく中で、同じ公認会計士は、監査している法人はできないけれども、監査法人の中の別の人が監査証明と他の人は税務をやるといふことがふえてきやせぬか。あるいは五億がこれからさらに上がつていくというより、むしろ社会的責任ということがあるれば三億なり一億に下がつていくだろう。現にたしか二年前ですか、私が議員になつてからでありますから、二年前に商法を改正するときに一億以上という話があつたわけですよ。

あれからどんどんインフレになつておりますから五億と言われるかもしれないけれども、さうなつておられるわけだ。さういふ面では、私はきわめて日本の税務行政の中で大きな柱である自主申告というものをささえてきた税理士というものがさらに発展するようにしなければいけません。その場合に、今度の法律はいいかになるものだろうか。職域を圧迫することになるのではないだろうか。だんだん公認会計士が監査法人となり、税務行政もやつていってしまうんじゃないだろうかということを心配しているわけですよ。それについて法務大臣の御意見はもう一度お伺ひしますけれども、お急ぎのようなので、税理士を直接指導、監督する立場にある主税局総務課としては、今度の商法改正というものは、私のいま前段に御質問したような問題についてどういふ見解を持ていらつしやるかということをお伺ひしているわけですよ。ですから、いや、影響ないだろうというお答えもあるでしょう。いや、これは税理士会にとつてますます税理士の職域を圧迫することになるのではないかと、いふこともあるだろうし、いや逆に、先ほど白鳥課長からお話があつたように、逆に公認会計士が税務から手が離れるのでますます税理士会が発展するといふ見解もあるでしょう。ですから、直接担当の主税局総務課としてはどういふ見解を持っているかということをお伺ひをしていられるわけですよ。だから、三つのうちの一つです、考え方、見方は。

○山内説明員 追ひ詰められますと心ならずもきつことを申し上げるようなことになつて申しわけないのでございませうが、監査法人と公認会計士とは別ものであることは申し上げるまでもないわけでございます。税理士といたしましては監査法人については何ら相手にいたしておりませぬ。したがしまして、個人であるところの公認会計士がどなたのところを所屬しておるかということは一応いまのところは問わないで、すべて公認会計士の制度というものを設けて、それによって本来

の税理士との調整を行なっているという形でござい
ます。

今後どういふふうになると見込んでいるかとい
うことでございしますが、実はいま御指摘の問題に
ついては、われわれのほうでは直接いまだであま
り深くタッチをいたしておりませんので、十分な
事情はよくわかりませんが、従来から証券局から
承つておるところによりますと、先ほど白鳥課長
が申し上げたように、さしあたりはそれほど心
配をする必要はないという情勢であります。今後
非常に大きな情勢の変化がございしたら、また
あらためて主管の証券局と相談をいたしつつ善処
をいたしてまいりたいと考える次第でございま
す。

○佐藤(観)委員 どうも結論的にはあまり影響が
ないのではないかとというふうなニュアンスにとれ
る御意見だと思つております。これ以上総務課長さん
には詰めていても、どうもこれ以上のことは出な
いようでありまして、これは私も大蔵委員会でも証券
局と話をしたわけでありまして、いまの公認会計
士が、失礼ですが、何を言われているかという
と、財界の人に言わせると、あれは判こ代だと言
われている、公認会計士が監査をするのは、証取
監査です。こんなことでは私はいかぬと思つて
います。しかも私も大蔵委員会でも三共の問題をや
つた。そうしたら、三共は三月でしか、権利停止
を食ひましたね。ところが、逆のことを言へば、
財界側に言わせれば、むしろさういった処分を
食つた公認会計士のほうが、つまり逆を言へば会
社の言うなりになるのだ、したがっていいんだと
いう声も聞かれるわけですね。私はこんなことじゃ
いかぬと思つております。それで私たちは、大蔵省の
方針もさうだと思つて、これからはだんだん
一人の公認会計士というよりも監査法人というグ
ループにして、なるべく個人と会社という密着度
を少なくして、監査法人ということにしていく
という方向に行政指導としてもあるいは考え方を
してあると思つていますが、その点はよろしゅう

ございしますか。

○白鳥説明員 おっしゃるとおり、私も監査法
人の制度を設立して以来、組織的監査の推進
ということ、監査法人の設立あるいはその充実
というものについて指導してまいつております。
特に企業の規模が大きくなり、経理の状態が複雑
になってまいりますと、やはり組織的な監査で
ございせんといふと、監査ができません、おっしゃ
るような独立性の問題ももちろんございしますけれ
ども、監査の内容におきまして、非常に複雑化
し、高度化してくるという現状に対処いたしまし
て、法人化、組織化ということを進めていくとい
うことを考えておるということは、先生の御指
摘のとおりでございします。

○佐藤(観)委員 行きつ戻りつしていてもあれで
ございしますけれども、そこで、いま言われたよう
に、これからは公認会計士一人というよりも、監
査法人という形にだんだんなっていくだろう、特
にアメリカとかの情勢を見てみますと、公認会計
士を何百人とかかえる監査法人ができてくるわけ
です。それは、方向としては、監査を強めるとい
う意味では、形式的には私は正しいと思つて
います。形式的にというのは、大臣、これから大切
な形になると思つて、内容は、いわゆる企業会計原則の変
更、これが実質的に粉飾決算を公認しているよう
な形になると私は思つて、これが大事である
ますが、形としてはだんだん監査法人が強まると
思つて、監査法人という形にだんだんなると
思つております。

そこで問題になってくるのは、現在三つばかり
あると私は思つて、税理士会との関係におい
て。一つは、こう監査法人がふえてくると、いま
論及しましたように、監査法人のAという人は監
査をする、同じ監査法人のBという人は税務をや
る、これは何ら法的には妨げられるものではない
、したがって、これはできるといふこと。それか
ら、五億が社会的責任といふことでだんだん――
三億の資本金でもかなり社会的責任、たとえは
倒産といふことになれば、下請業者はいろいろな

影響があるから、だんだんこれは必要になつてく
るだろうといふことも考えられるわけでありま
す。こういつた面からいって、しかも内部的に
は、同じある監査法人に監査を頼んだらば、ま
あ普通人間関係からいって、わざわざ従来からあ
る税理士をやめにしてといふことは、これはいろ
いろわかりませんけれども、ある監査法人に頼め
ば、大体税務のほうも、いずれはやはり同じ監査
法人の中の公認会計士がやることになるではない
か、こういつたことで、私は、税理士といふもの
の職域がだんだん公認会計士に奪われていくこと
になりはしないだろうかといふ心配をしてゐるわ
けです。それについて再度大臣の御答弁をいた
したいわけでありまして。

○田中(伊)国務大臣 ただいまのお話に對する
答へでございしますが、端的に申しまして五億以上
と限つておるわけではございません。五億以上に限
つておるといふところから、影響もいふ言つたよう
に一定の限度を出ないのではないかと、こゝうい
ふに一応考えております。

○佐藤(観)委員 五億に限つてあるの、ある程
度数が限られてゐるので、それは平気だろうとい
うことですが、その点はいいとしても、たとえ
ば、ある会社が、いままでは税理士さんに頼んで
いたけれども、今度は証取監査といふことになれ
ば、新たに公認会計士なり監査法人といふものを
入れなければならぬわけですね。そうなつてく
ると、新たに入れるところが、どうせやつてもら
うなら監査もその監査法人にやつてもらふ、じゃ
税も公認会計士さんにやつてもらつてくださとい
ふこと、税理士が追われる立場になりはし
ないか、なるだろうといふことなわけです。それに
ついてはいかがですか。

○川島政府委員 いろいろ御心配の点、問題が全
くないとはいへないと思つて、さういつた点に
つきましては大蔵当局からもさらに実情を詳しく
承りまして、考えてみたいと思つて、現在こ
の法案を提出するに至りました段階におきまして
は、いろいろさういふ問題がありましたので、一

億を五億に上げるというふうな配慮もいたしたわ
けでございまして、さらにこれ以上考えてみると
いふことであれば、研究はさせていたきたいと
思ひます。

○横山委員 関連して……
大臣、いま佐藤君が提起している問題は第二の
ポイントなんです。これは、一億だ三億だ五億
だと、パナナのたき売りのみたくて、それに
はそれなりの政治的配慮があつたと思つて、それ
に一体五億円といふのは、何が五億にきめた判断か
といふと、これはおそろく政治的判断といふふう
に、私も知つてゐるのです。けれども、きめるとき
に政治的判断であつても、ここではさうはなかな
かまいらぬのです。論理の上からは四億九千九百
九十九万円の資本金だつたら問題はないのか、そ
うすると五億円を突破するかしれないか、これか
ら企業の相当大きな判断の材料になります。そ
んなことはおかしと思つて、さういふ。四億円の会
社と六億円の会社とどのくらいの違いがあるかと
いふと、そんなにありはしません。ですから、私
は、政治論は抜きにして、もう少し筋の通つたこ
とでなくてはいかぬのではないかと、いふことを提
起をしたいと思います。だから、私もさういふこと
は、佐藤君が言うように、五億とさめるというこ
とは、従来の政治的考慮からいふと、まあ抵抗があ
るから五億にきめたのだから、この次には三億に
する、この次には一億にするといふ可能性を、一
つの危険を持つておるといふのが問題提起なん
ですけれども、同時にそれは五億円といふ根拠とい
うのは何もありはせぬのですから、私もさうい
ふことは上場と非上場に分けたほうがいい、こ
ういふ判断は実は持つておるわけですね。われわれが
監査を強化しなければならぬといふ根本論理とい
うのは、大衆株主の利益を守るといふことです。
非上場会社は大衆株主はありませんが、上場して
ないのですから、なぜわれわれがこゝういふ監査を
やらなければならぬかといふ発想の原点に立てば、
五億がいいか十億がいいかの問題ではなくて、上
場がいいか非上場がいいか、こゝういふ発想からの

原点へ戻らなければならぬ、これが第二の私どもの提起しているポイントですから、どうぞそのように一べんお考えを願っておきたい。

○川島政府委員 いま上場がよいか非上場がよいかわかりませんが、いろいろ問題についてわれわれも検討したことがございますので、一言御参考申し上げておきたいと思ひます。

御承知のように、上場会社の大部分は五億以上という形になっておりますけれども、一億以下で上場という会社もございまして、五億以下もさがせば幾らありますが、大部分が五億以上でございます。商法の立場といたしますと、資金ではっきり区別するということが法律関係を明確にするというところで好ましいわけでございませう。上場されるかどうかということは、個々の会社と証券取引所との関係でございまして、任意に上場をやめるとか上場するとかいうことが起こり得るわけでございまして、そういうことによつて会社の組織法が変わってくるというところは、非常に不安定な法律関係を生ずるということになります。

それからもう一つ、資本金五億といたしますとかなりの大会社でございまして、たとえ非上場でありましても、その会社の業務の執行というものが社会に及ぼす影響というものは非常に大きいわけでございします。そういう会社を非上場なるがゆゑに会計監査人の監査を行なわないというところは適当ではなからう、こういうようなことで、この案のような方針を立てたわけでございします。

○佐藤(親)委員 いつまでたつても見解は違ひようであります、私の頭の中では、私見になりますけれども、公認会計士協会、公認会計士の発展というものはそれなりにある。それは私は当然監査専門業としてなるべきである。税理士は当然税務代行業務である。ですから私の頭の中では、税理士会と公認会計士協会とは別に頭の中で混乱していいないので、私は将来を描いているわけです。修習所もつくつたらどうかというような話も課長

ともしているわけでございします、そう簡単ではないでしょうけれども。そういうわけで、頭の中では整理され、見通しがあるわけであります、現実には公認会計士協会と税理士会がきわめていま言つたような問題で見解の相違があるわけですね。いつまで言つても同じことの堂々めぐりになりますのでこれを今後も、私の議論が間違つていゝとは思つていないわけでありまして、いつまでたつても同じことを言つていてもしょうがありませんので、時間がむだでありますから、先ほど民事局長からお話がありましたように、今後の税理士会税理士業務の拡大の問題あるいは公認会計士の今後のあり方の問題、こういったものも法務省としては実際にはこれは商法に關係してくることでありますから、今後も研究をしてみらう。私自身も今後も監視をしていきたい、こういうことで、特別利害關係の問題についてはとりあえずここまでにしたいと思ひます。

あと、いわゆる企業会計原則の変更がからんでくるわけでありまして、これが継続性の原則が変わつてくる、あるいは負債性引当金がきわめて大幅に認められるということ、今日まで粉飾決算だといわれているものが、これをなされますと、ほとんどとにかく粉飾ではなくなつちやうわけなんですね。これを具體的例をあげ、しかもいろいろおかしいではないかということ論及をしてみたいと思ひます、まだまだかなり時間がかかるものですから、法務委員会の慣例である午前中で終わるといふのを、あまり大蔵委員会が出しゃばつてきて変えることも何かと思ひますので、きょうはこれまでにしたいと思ひますのであります。また火曜日お願いをいたします。

○大竹委員長代理 次回は、来たる五日午前十時理事会、午前十時十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十四分散会